

言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会報告書

令和5年9月19日

	目 次	
第1	はじめに	4
第2	言語聴覚士国家試験の受験資格取得のための要件について	5
	1. 基本的考え方	
	2. 改正の内容	
	(1) 大学の卒業に加え、大学院を含めて言語聴覚士として必要な知識・技能を修得をするケース	
	(2) 大学を卒業していないが、学位授与機構による学位（学士）を取得していることに加え、大学院を含めて言語聴覚士として必要な知識・技能を修得するケース	
	(3) 大学の卒業や学位（学士）取得はなく、大学院にて言語聴覚士として必要な知識・技能を修得するケース	
第3	指定規則及び指導ガイドラインの教育内容と単位数の見直しについて	6
	1. 基本的考え方	
	(1) 教育内容と教育目標及びその単位数について	
	(2) 養成施設に備えるべき備品等の見直しについて	
	2. 改正の内容	
	(1) 教育内容と教育目標及びその単位数について	
	(2) 養成施設に備えるべき備品等の見直しについて	
第4	臨床実習の在り方について	10
	1. 基本的考え方	
	2. 改正の内容	
	(1) 臨床実習の中で実施する教育内容について	
	(2) 臨床実習の段階的な実施方法の導入とその教育目標について	
	(3) 臨床実習前後の評価、実習後の振り返りについて	
	(4) 臨床実習指導者の要件について	
	(5) 臨床実習指導者が一度に担当する学生の人数について	
	(6) 臨床実習施設の要件について	
第5	告示 227 号で指定する科目の見直しとその審査基準の新設について	11
	1. 基本的考え方	
	(1) 告示で定める科目について	
	(2) 教育内容及び必要単位数の審査基準について	
	2. 改正の内容	
	(1) 告示 227 号で指定する科目について	
	(2) 教科内容及び必要単位数の審査基準について	
第6	教員について	15
	1. 基本的考え方	
	2. 改正の内容	
	(1) 養成施設に求められる教員の配置人数について	

(2) 専任教員となるにあたり必要となる要件について	
(3) 臨床実習調整者の配置について	
(4) 臨床能力の向上について	
第7 第三者による外部評価の実施について	16
1. 基本的考え方	
2. 改正の内容	
第8 適用時期について	17
第9 今後の課題	17
(1) カリキュラムとして定める総単位数	
(2) 臨床実習施設の調整機能	
(3) 臨床実習前後の評価の内容統一化	
(4) 臨床実習を実施する「主たる施設」の考え方について	
(5) 公益財団法人医療研修推進財団が実施する養成施設教員等講習会修了者の扱いについて	
(6) 言語聴覚士の教員資格及び教育内容等における第3者による外部評価について	
第10 おわりに	20
(参考) 言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会	21
構成員名簿・検討会開催状況	

(略称)

「法」：言語聴覚士法（平成9年法律第132号）

「令」：言語聴覚士法施行令（平成10年政令第299号）

「施行規則」：言語聴覚士法施行規則（平成10年厚生省令第74号）

「指定規則」：言語聴覚士学校養成所指定規則（平成10年文部省・厚生省令第2号）

「告示225号」：言語聴覚士法第33条第2号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目
(平成10年厚生省告示第225号)

「告示226号」：言語聴覚士法第33条第3号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目
(平成10年厚生省告示第226号)

「告示227号」：言語聴覚士法第33条第4号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目
(平成10年厚生省告示第227号)

「指導ガイドライン」：言語聴覚士養成所指導ガイドライン(平成27年3月31日医政発0331
第30号厚生労働省医政局長通知)

第1 はじめに

言語聴覚士の養成課程は多様であり、言語聴覚士国家試験受験資格を取得しようとする者は、文部科学大臣が指定した学校（以下「文科大臣指定校」という。）、都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所（以下「養成所」という。）（法第33条第1号から第3号まで及び第5号。以下「文科大臣指定校」と「養成所」を合わせて「指定施設」という。）又は厚生労働大臣の指定する言語聴覚に関する科目を教育する大学（短期大学を除く。）等（法第33条第4号。以下「科目承認校」という。）（以下「指定施設」と「科目承認校」を合わせて「養成施設」という。）において言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得する必要がある。

指定施設については、同一の施設で3年以上の教科課程を修了した場合（法第33条第1号）の他、学校教育法に基づく大学、高等専門学校や看護師等の学校養成所等において2年又は1年（高等専門学校にあっては5年又は4年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣が指定する科目を修めた者又は学校教育法に基づく大学を卒業した者で、指定施設において1年又は2年以上の教科課程を修了した場合、法第33条第2号、第3号又は第5号により言語聴覚士国家試験受験資格を取得することができる。¹

指定施設については、指定規則において、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容等が規定されている。また、養成所については、これに加えて、指導ガイドラインにおいて、教育の目標などの詳細な事項が規定されている。

科目承認校においては、告示227号において、言語聴覚士国家試験受験資格の取得のために履修すべき言語聴覚に関する科目が定められている。

指定規則については、平成9年の言語聴覚士資格創設の翌年に教育科目と各時間数が定められて以降、大きな改正は行われておらず、指導ガイドラインについても、平成27年に通知されて以降、改正は行われていない。

また、告示227号についても平成9年の言語聴覚士資格創設の翌年に制定されて以降、科目の改正は行われていない。

この間、超高齢社会の進展に伴う障害の重度化と病態の複雑化への対応、地域包括ケア

¹ 指定施設については、同施設で3年以上の教科課程を修了した場合（同条第1号）の他、学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学、看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士若しくは救急救命士の学校養成所、又は防衛医科大学校若しくは職業訓練大学校、職業訓練短期大学校又は職業訓練総合大学校において2年（高等専門学校にあっては5年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目（告示225号）を修めた者で、指定施設において1年以上の教科課程を修了した場合（法33条第2号）、学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学、看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士若しくは救急救命士の学校養成所、又は高等学校の専攻科若しくは職業訓練大学校、職業訓練短期大学校又は職業訓練総合大学校において1年（高等専門学校にあっては4年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目（告示226号）を修めた者で、指定施設において2年以上の教科課程を修了した場合（法33条第3号）、学校教育法に基づく大学若しくは旧大学令に基づく大学において2年以上の教科課程を修了した場合（法33条第5号）に受験資格を取得することができる。

システム、放課後等ディサービスや特別支援学校・学級等における専門職としてのニーズの拡大等による言語聴覚士を取り巻く環境の変化に伴い、求められる役割や知識等も多様化している。

こうした状況に対応するため、言語聴覚士の質の向上を目的として、養成施設の教育内容の見直しや臨床実習の充実等を図る必要がある。

特に、臨床実習においては、その実施方法や評定方法等が、養成施設や臨床実習施設によって様々であることや、ハラスマント防止へのより実効性のある取組を導入する必要が生じていることから、質の高い言語聴覚士を養成するために、その在り方について見直しを行うことが求められている。

これらを踏まえ、本検討会では、国民の信頼と期待に応える質の高い言語聴覚士を養成することを目的として、実態を把握しつつ、カリキュラムの改善、臨床実習の段階的な実施方法の導入やその教育目標の設定等の臨床実習の在り方等も含めた見直しについて幅広く検討するため、これまで8回にわたり議論を重ね、今般、その結果を報告書としてとりまとめた。

第2 言語聴覚士国家試験の受験資格取得のための要件について

1. 基本的考え方

言語聴覚士国家試験の受験資格は、言語及び聴覚に障害を持つ者に対して訓練等の業務を行うにあたり、修得が必要とされる知識・技術等の養成に要する期間から組み立てられている。

言語聴覚士を取り巻く環境は変化しており、リカレント教育として必ずしも大学を卒業せずに言語聴覚領域を専門とする大学院に入学する場合や、複数の養成所等の在籍歴から結果として言語聴覚士の養成に当たって厚生労働大臣の指定する科目がすべて履修済みとなっている場合があり得るところ、今後想定されるケースについて、本検討会の中で考え方を整理し、対応の検討を行ったうえで、別添1のとおり施行規則を改正した（令和4年厚生労働省令第118号）。

2. 改正の内容

(1) 大学の卒業に加え、大学院を含めて言語聴覚士として必要な知識・技能を修得するケース

言語聴覚士の資格取得に求められる知識等の修得と学位取得との両立及びその養成に要する期間を確保するため、大学院においては2年以上の修業年限とする。〔施行規則〕²

なお、第5において詳細を記載するが、法第33条第4号の大臣の指定する科目（告

² 法技術的な観点から、省令改正時に通知等へ変更となる場合がある（以降同じ）。

示 227 号) の履修に関する教育目標、具体的教育内容及び単位数の基準を明確化した上で、同基準を大学院の教育内容においても適用するとともに、備品については指定校に求める「教育上必要な機械器具、模型」と同じ内容とする。[通知]

また、大学院を含む法第 33 条第 4 号の各養成施設における指定科目の協議審査及び承認については、学生を受け入れる前に厚生労働省医政局医事課にて行うこととする。[通知]

(2) 大学を卒業していないが、学位授与機構による学位（学士）を取得していることに加え、大学院を含めて言語聴覚士として必要な知識・技能を修得するケース

学位授与機構による学位（学士）は、「大学の卒業」とみなすこととする。[施行規則]

なお、法第 33 条第 4 号の大蔵の指定する科目（告示 227 号）の履修に関する教育目標、具体的教育内容及び単位数の基準等の明確化並びに指定科目の協議審査及び承認については、(1) と同様に行う。[通知]

(3) 大学の卒業や学位（学士）取得はなく、大学院において言語聴覚士として必要な知識・技能を修得するケース

学校教育法に基づく大学等において 1 年以上修業し、かつ、厚生労働大臣が指定する科目を取得した者が、大学院において、指定する科目を履修した場合は、養成に必要となる合計 93 単位、3,000 時間の養成時間が確保されているため、法第 33 条第 3 号と同様に言語聴覚士国家試験の受験資格を認めることとする。[施行規則]

なお、法第 33 条第 4 号の大蔵の指定する科目（告示 227 号）の履修に関する教育目標、具体的教育内容及び単位数の基準等の明確化並びに指定科目の協議審査及び承認については、(1) 同様に行う。[通知]

第3 指定規則及び指導ガイドラインの教育内容と単位数の見直しについて

1. 基本的考え方

言語聴覚士を取り巻く環境の変化に伴い、言語聴覚士の養成に必要な教育内容と教育目標及びその単位数、養成施設に備えるべき備品等について検討を行った。

(1) 教育内容と教育目標及びその単位数について

養成課程として求められる知識等とその養成に要する期間について、これまで科目及び単位数により示してきたが、教育内容の見直しに当たっては、超高齢社会の進展に伴う障害の重度化と病態の複雑化への対応や専門職へのニーズの拡大等に対応した教育となるよう、教育内容を学問的記載から包括的な記載に改めるとともに、教育目標を新設することで指導内容が一定の水準となるための検討を行った。

また、選択必修科目については、これまで指定単位数の中で、各養成施設の判断により専門基礎分野又は専門分野を中心として講義又は実習を自由度を効かせて選べるこ

ととしていたが、この科目的扱いを含め、現行の 93 単位から新たに必要な教育内容（単位数）を踏まえたものとするための検討を行った。

(2) 養成施設に備えるべき備品等の見直しについて

教育内容の見直しに伴い、養成施設に備えるべき備品等について検討を行った。

2. 改正の内容

(1) 教育内容と教育目標及びその単位数について

総単位数は、現行の 93 単位に必要な教育内容を追加し、101 単位以上とする。

見直しの内容は下記のとおりであり、教育内容及び単位数は別添 2 [指定規則-別表 1]、教育目標は別添 3 [指導ガイドライン-別表 1] のとおりとする。

なお、各科目の名称を包括的な記載に改め、具体的な教育目標を新設することに伴い、教育内容ごとの備考は、臨床実習を除いて記載を削除することとし、また、単位の計算方法として 1 単位の授業時間数は、従前どおり講義及び演習については 15 時間から 30 時間、実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の範囲で定めるものとする。

基礎分野（法第 33 条第 1 号のみ） 現 行：12 単位 → 見直し：20 単位

① 人文科学二科目、社会科学二科目、自然科学二科目、外国語、保健体育

⇒ 科学的思考の基礎、人間と生活、社会の理解、言語聴覚療法の基盤

現 行：2 単位（人文科学二科目）	→ 見直し：20 単位
現 行：2 単位（社会科学二科目）	
現 行：2 単位（自然科学二科目）	
現 行：4 単位（外国語）	
現 行：2 単位（保健体育）	

これまで各養成施設の自由な判断により扱うことができた選択必修科目を削減し、基礎分野の教育内容に新たに「言語聴覚療法の基盤」を加え集約することで、指導内容の方向性に統一感を持たせる。

なお、従前どおり、学校教育法に基づく大学においては、基礎分野については、この単位数によらないことができるものとする。

専門基礎分野 現 行：29 単位 → 見直し：32 単位

※法第 33 条第 1～3、5 号で同一内容

① 基礎医学、臨床医学、臨床歯科医学、音声・言語・聴覚医学

⇒ 人体のしくみ・疾病と治療

現 行：3 単位（基礎医学）	→ 見直し：15 単位
現 行：6 単位（臨床医学）	
現 行：1 単位（臨床歯科医学）	
現 行：3 単位（音声・言語・聴覚医学）	

言語聴覚療法における人体の構造と機能の知識、言語聴覚領域の疾患との関連の理解、音声・言語・聴覚医学に関する基礎知識について、相互理解をもって系統的に学ぶため、教育内容及びその単位数を統合し、学問的記載から包括的な記載に改めることとする。なお、教育内容は、医用画像の評価、救急救命の基礎的知識を含んだものとする。

② 心理学

⇒ 心の働き

現 行：7単位 → 見直し：7単位

障害の重度化と病態の複雑化への対応や専門職へのニーズの拡大等に対応した教育となるよう、教育内容を学問的記載から包括的な記載に改める。

③ 言語学、音声学、音響学、言語発達学

⇒ 言語とコミュニケーション

現 行：2単位（言語学）

現 行：2単位（音声学）

現 行：2単位（音響学）

現 行：1単位（言語発達学）

→ 見直し：9単位

言語聴覚療法に必要となる言語・コミュニケーションに関する知識について、相互理解をもって系統的に学ぶため、教育内容及びその単位数を統合し、学問的記載から包括的な記載に改める。

④ 社会福祉・教育

⇒ 社会保障・教育とリハビリテーション、地域言語聴覚療法学（専門分野）

現行：2単位 → 見直し：1単位（社会保障・教育とリハビリテーション）
見直し：2単位（地域言語聴覚療法学（専門分野））

障害の重度化と病態の複雑化への対応や専門職へのニーズの拡大等に対応した教育となるよう、より重要視されるリハビリテーションを教育内容として明確化するとともに、障害児・者、高齢者の地域における生活を支援するための諸制度や必要となる知識・技能等の修得を基本教育とするため、その教育を「地域言語聴覚療法学」として分離し、専門分野の教育内容として新設する。

専門分野

現 行：44単位 → 見直し：49単位

※法第33条第1～3、5号で同一内容

① 言語聴覚障害学総論

⇒ 言語聴覚障害学総論、言語聴覚療法管理学

現 行：4単位 → 見直し：2単位（言語聴覚障害学総論）

見直し：2単位（言語聴覚療法管理学）

障害の重度化と病態の複雑化への対応や専門職へのニーズの拡大等に対応した教育となるよう、言語聴覚療法を支えるシステムや制度の理解、管理、職業倫理を遵守する態度を養うことを基本教育とするため、その教育を「言語聴覚療法管理学」として分離し、専門分野の教育内容として新設する。

② 発声発語・嚥下障害学

⇒ 発声発語・摂食嚥下障害学

現 行：9単位 → 見直し：9単位

障害の重度化と病態の複雑化への対応や専門職へのニーズの拡大等に対応した教育となるよう、摂食嚥下を教育内容として明確化する。

③ 臨床実習

現 行：12単位 → 見直し：15単位

高度化、多様化する保健、医療、福祉、介護等に対応すべく、職業倫理を踏まえて多様な医療現場で経験を積めるよう3単位追加する。

1) 臨床実習施設

高齢社会の進展に伴う職域の拡大に対応できるよう、言語聴覚士として患者への適切な対応と実践的な能力を身に付けるため、これまでの必須範囲である病院又は診療所のほか、新たに介護老人保健施設、介護医療院、その他の医療を提供する施設等を組み込んだ臨床実習となるよう単位割合の枠組みを見直すこととする。具体的には合計15単位のうち、3分の2以上は、薬局及び助産所を除く医療提供施設³において行うこととし、そのうち現行と同単位分となる8単位以上は病院又は診療所において行うこととする。[指定規則]

また、介護、福祉、特別支援教育の施設等における見学等の実習の機会を設けることを推奨する。[指導ガイドライン]

2) 養成施設

養成施設においては、言語聴覚士の資格を有さない学生が臨床実習に臨むために必要な知識、技術及び患者対応能力を備えているかの確認や、臨床実習の効果を確認するため、臨床実習前後の技術・知識の到達度評価（臨床実習に必要な知識・技能・態度を備えていること等を確認する実技試験及び指導）及び臨床実習後の振り返りに関する項目を必修として1単位追加する。

（2）養成施設に備えるべき備品等の見直しについて

教育内容の見直しに伴い、養成施設が備えるべき備品等及びその数は別添3【指導ガイドライン-別表2】のとおりとする。

³ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（医療法第1条の2第2項）

第4 臨床実習の在り方について

1. 基本的考え方

第3において述べたように、言語聴覚士を取り巻く環境の変化に対応し、質の高い言語聴覚士を養成するため、臨床実習の内容（指定実習の必要単位数、実習内容）、段階的な実施方法の導入とその教育目標の新設、臨床実習前後の評価及び実習後の振り返り、臨床実習指導者の要件と一度に担当する学生の人数、臨床実習施設の要件等、臨床実習の在り方について検討を行った。

2. 改正の内容

(1) 臨床実習の中で実施する教育内容について

臨床実習においては、指定規則及び指導ガイドラインの教育内容と単位数の見直し（第3）に記載のとおり、15単位のうち、3分の2以上は薬局及び助産所を除く医療提供施設において行うこととし、さらに、そのうち8単位以上は病院又は診療所において行うこととする。また、臨床実習のうち1単位は臨床実習前後の評価及び臨床実習後の振り返りを実施することとする。[指定規則]

また、薬局及び助産所を除く医療提供施設のほか、介護、福祉、特別支援教育の施設等における見学等の実習ができる機会を設けることが望ましい。[指導ガイドライン]

なお、第5に示す告示で定める科目の審査基準においても同内容を定めることとする。

(2) 臨床実習の段階的な実施方法の導入とその教育目標について

言語聴覚士の養成教育においては、early exposure（早期体験実習）の教育的効果が大きく、臨床実習は早期から取り組める実習形態とすることが望ましいという考えのもと、臨床実習の実施に当たっては、見学実習、評価実習及び総合臨床実習の3段階を設け、評価実習及び総合臨床実習を主体として、相互に関連性をもって体系的な指導が行われるようにするとともに、別添3〔指導ガイドライン-別表3〕に掲げる事項を段階毎に修得させることを目的とした内容とする。[指導ガイドライン]

なお、第5に示す告示で定める科目の審査基準においても同内容を定めることとする。

(3) 臨床実習前後の評価、実習後の振り返りについて

臨床実習の実施にあたっては、学生が臨床実習により十分な効果を得られるよう、一定の知識・技能・態度を備えておく必要がある。そのため、臨床実習で行うこととなる行為が確実に実施できるよう、臨床実習に必要な知識・技能・態度を備えていることの確認及び必要な指導を実施することを目的として、養成施設において臨床実習前の評価を行うこととする。[指定規則]

また、臨床実習の効果の確認及び必要な指導を行うことを目的として、臨床実習施設と連携して実習後の振り返りを実施するとともに、養成施設において臨床実習後の評価を行うこととする。[指定規則]

なお、第5に示す告示で定める科目的審査基準においても同内容を定めることとする。

(4) 臨床実習指導者の要件について

指定規則で定める適当な指導者⁴（以下「臨床実習指導者」という。）の要件は、文科大臣指定校及び養成所いずれも同等とすることを前提に、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、言語聴覚士の免許を受けた後5年以上法第2条に掲げる業務⁵（以下「言語聴覚士の業務」という。）に従事した、十分な指導能力を有し、ハラスメントの防止に努める者で、かつ、当該実習を行う施設において専ら言語聴覚士の業務に従事しているとともに、厚生労働省が定める基準（別添5〔通知〕）を満たす臨床実習指導者講習会を修了した者であることとする。

なお、本検討会による参考資料1の議論において、公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会は、厚生労働省が定める基準を満たす臨床実習指導者講習会の指針案テーマと大きく異なることから、現行の内容において修了した者については、当該臨床実習指導者講習会を修了した者と同等に扱わないこととした。

また、第5に示す告示で定める科目的審査基準においても同内容を定めることとする。

(5) 臨床実習指導者が一度に担当する学生の人数について

臨床実習指導者1人が担当する学生の数は、文科大臣指定校及び養成所いずれも同等な要件とすることを前提に、2人を限度とする。ただし、見学実習の実施については、適当な臨床実習指導者の指導によらないことができることとともに、実施にあたり担当する学生数に制限は設けないこととする。〔通知〕

なお、第5に示す告示で定める科目的審査基準においても同内容を定めることとする。

(6) 臨床実習施設の要件について

臨床実習施設は、専用の訓練室と必要な機械器具を有し、言語機能、音声機能及び聴覚に関する訓練、検査等の実習を行うのにふさわしい施設とする現行の規定に加え、臨床実習の質と学生の指導環境を整えるため、臨床実習で経験しなければならない症例が十分あること及び臨床実習を行うのに必要な設備としてミーティングルームを備えていることを望ましいものとして新たに加える。〔指導ガイドライン〕

第5 告示227号で指定する科目的見直しとその審査基準の新設について

1. 基本的考え方

言語聴覚士の養成課程は多様であるが、今回の見直しの主軸は言語聴覚士養成教育に

⁴ 臨床実習を行うのに適当な病院、診療所その他の施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。（言語聴覚士法学校養成所指定規則第4条第10号）

⁵ 言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助（言語聴覚士法第2条）

おける教育水準の向上を図ることであり、指定規則及び指導ガイドラインの教育内容と単位数の見直し（第3）と併せて、指定校の教育内容との整合を図るため告示227号で定める大臣の指定する科目の見直しを行うとともに、全ての養成施設において等しく教育の質が担保されるよう、科目に単位数等を設けつつ、その審査基準の新設を含めた検討を行った。

（1）告示で定める科目について

見直し後の指定規則及び指導ガイドラインと整合性のある教育内容とする観点から、告示227号で定める科目の見直しを行なった。

（2）教育内容及び必要単位数の審査基準について

前記のとおり、指定施設については、指定規則において教育内容、必要単位数等が定められており、その詳細として、指導ガイドラインにおいて教育目標等が示されている。

一方、科目承認校については、告示227号において指定規則で定める教育内容との整合を図るために必修の科目が指定されているが、各科目において求められる教育内容や必要単位数の詳細は示されていない。

このため、教育の質を担保する観点から、告示227号で定める科目の見直しとともに、新たに各科目において求められる教育内容と必要単位数に加え、教育上必要な備品及び臨床実習施設を選定する上での確認事項を審査基準として示し、科目承認校としての基準を明確化することとした。

2. 改正の内容

（1）告示227号で指定する科目について

告示で定める科目は、指定規則及び指導ガイドラインの見直しを踏まえて次のとおり2科目の追加と（ ）の備考記載内容を別に定める教育目標へ記載することとし、別添4〔告示-別表1〕のとおりとする。

なお、科目的記載順は指定規則の教育内容に合わせて、対応する科目的順に改めた。

<現行>

- 1 基礎医学(医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。)
- 2 臨床医学(内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。)
- 3 臨床歯科医学(口腔外科学を含む。)
- 4 音声・言語・聴覚医学(神経系の構造、機能及び病態を含む。)
- 5 臨床心理学
- 6 生涯発達心理学
- 7 学習・認知心理学(心理測定法を含む。)
- 8 言語学
- 9 音声学
- 10 言語発達学
- 11 音響学(聴覚心理学を含む。)
- 12 社会福祉・教育(社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。)
- 13 言語聴覚障害学総論(言語聴覚障害診断学を含む。)
- 14 失語・高次脳機能障害学
- 15 言語発達障害学(脳性麻痺及び学習障害を含む。)
- 16 発声発語・嚥下障害学(音声障害、構音障害及び吃音を含む。)
- 17 聴覚障害学(小児聴覚障害、成人聴覚障害、聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。)
- 18 臨床実習

<見直し>

- 1 基礎医学
- 2 臨床医学
- 3 臨床歯科医学
- 4 音声・言語・聴覚医学
- 5 臨床心理学
- 6 生涯発達心理学
- 7 学習・認知心理学
- 8 言語学
- 9 音声学
- 10 言語発達学
- 11 音響学
- 12 社会保障・教育とリハビリテーション
- 13 地域言語聴覚療法学
- 14 言語聴覚障害学総論
- 15 失語・高次脳機能障害学
- 16 言語発達障害学
- 17 発声発語・摂食嚥下障害学
- 18 聴覚障害学
- 19 言語聴覚療法管理学
- 20 臨床実習

(2) 教科内容及び必要単位数の審査基準について

告示で指定する科目ごとの教科内容及び必要単位数は以下のとおりであり、具体的な教科内容等は、別添4【告示-別表2】のとおりとする。

なお、単位の計算方法として1単位の授業時間数は、指定規則に準ずるものとし、従

前どおり講義及び演習については 15 時間から 30 時間、実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の範囲で定めるものとする。

また、教育上必要な備品については、指定規則と同様に、教育上必要な機械器具、模型を有することを求める。

加えて、臨床実習施設を選定するまでの確認事項は以下のとおりとする。

指定規則に対応させた、法第 33 条第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する科目

告示科目	単位数	指定規則
基礎医学	15	人体のしくみ・疾病と治療
臨床医学		
臨床歯科医学		
音声・言語・聴覚医学		
臨床心理学	7	心の働き
生涯発達心理学		
学習・認知心理学		
言語学	9	言語とコミュニケーション
音声学		
言語発達学		
音響学		
社会保障・教育とリハビリテーション	1	社会保障・教育とリハビリテーション
地域言語聴覚療法学	2	地域言語聴覚療法学
言語聴覚障害学総論	2	言語聴覚障害学総論
失語・高次脳機能障害学	6	失語・高次脳機能障害学
言語発達障害学	6	言語発達障害学
発声発語・摂食嚥下障害学	9	発声発語・摂食嚥下障害学
聴覚障害学	7	聴覚障害学
言語聴覚療法管理学	2	言語聴覚療法管理学
臨床実習	15	臨床実習

告示で定める科目における留意事項

1. 臨床実習の内容

- 1) 実習時間の 3 分の 2 以上は、医療提供施設（薬局及び助産所を除く。）において行うこと。
- 2) 医療提供施設において行う実習時間のうち、8 単位以上は病院又は診療所において行うこと。
- 3) 1 単位は臨床実習前後の評価、臨床実習後の振り返りを行うこと。

- 4) 臨床実習の実施に当たっては、見学実習、評価実習、総合臨床実習の3段階を設け、評価実習及び総合臨床実習を主体として、相互に関連性をもって体系的な指導が行われること。
- 5) 薬局及び助産所を除く医療提供施設の他、介護、福祉、特別支援教育における施設等との連携をもつことで、見学等の実習の機会を設けることが望ましい。
- 6) 臨床実習の実施に当たっては、別添4〔告示-別表3〕に掲げる事項を修得させることを目的とした内容とすること。

2. 教育上必要な機械器具、標本、模型

- 1) 養成施設は、教育上必要な機械器具、模型を有すること。

3. 臨床実習施設における指導者体制

- 1) 養成施設は、以下のいずれの要件も満たす者（適当な実習指導者）による指導が行われる施設であることを確認の上、臨床実習施設とする。ただし、見学実習の実施については、実習指導者によらないことができるることとする。
 - (1) 各指導内容に対する専門的な知識に優れ、言語聴覚士の免許を受けた後5年以上法第2条に掲げる業務に従事した、十分な指導能力を有し、ハラスメントの防止に努める者で、かつ、当該施設において専ら法第2条に掲げる業務に従事していること。
 - (2) 厚生労働省が定める基準を満たす臨床実習指導者講習会を修了した者であること。
- 2) 実習指導者1人が一度に担当する学生の数は、2人を限度とすること。ただし、見学実習については、実施にあたり担当する学生数に制限は設けないこととする。

第6 教員について

1. 基本的考え方

単位数や教育内容等のカリキュラムを見直すことや、臨床実習の在り方を見直して見学実習、評価実習及び総合臨床実習の3段階を設ける実施方法を導入しつつ各段階の教育目標を設定すること等に伴い、教育の質を担保する観点で、職種としての教育上の特殊性や困難性等を総合的に勘案し、養成施設に求められる教員の配置人数、専任教員となるにあたり必要となる要件、臨床実習調整者の配置等、教員に関する事項について検討を行った。

2. 改正の内容

(1) 養成施設に求められる教員の配置人数について

専任教員の配置基準を1名引き上げることとし、修業年限3年以上の課程（法第33条第1号）では、医師、歯科医師又は言語聴覚士（以下「医師等」という。）である専

任教員を6名以上、うち4名以上は言語聴覚士とする。また、修業年限2年以上の課程（法第33条第3号、第5号）では、医師等である専任教員を5名以上、うち3名以上は言語聴覚士とする。加えて、修業年限1年以上の課程（法第33条第2号）では、医師等である専任教員を4名以上、うち2名以上は言語聴覚士とする。[指定規則]

（2）専任教員となるにあたり必要となる要件について

言語聴覚士の専任教員は、次に掲げるいずれかのものであることとする。[指定規則]

- ・言語聴覚士の業務を5年以上業として行った者であって、大学において教育学に関する科目を4単位以上修め、卒業した者
- ・言語聴覚士の業務を3年以上業として行った者であって、大学院において教育学に関する科目を4単位以上修め、課程を修了した者

ただし、免許を受けた後、言語聴覚士の業務を5年以上業として行った者であって、大学等で教育学に関する科目を履修し卒業等する以上の教育内容として新たに定められる基準（別添6〔通知〕）を満たす厚生労働大臣に指定された団体が実施する講習を修了した者である場合には、この限りではないものとする。

なお、施行時において専任教員の任に就いている者については、既にその資格を得ているため、施行にあたって新たな要件を追加とはしないこととする。[指定規則]

（3）臨床実習調整者の配置について

臨床実習の質の向上を図るために、臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者（実務調整者）として、専任教員から1名以上配置することとする。[指導ガイドライン]

（4）臨床能力の向上について

臨床能力の向上は教育活動において有用であることから、専任教員は、臨床に携わることなどにより、臨床能力の向上に努めるものとする。[指導ガイドライン]

第7 第三者による外部評価の実施について

1. 基本的考え方

養成施設の質の確保を図るために、指定規則又は指導ガイドラインで定める範囲（教員資格及び教育内容等）における評価制度の実施について、定期的な第三者による外部評価とその結果の公表による方策も視野に入れて検討を行った。

2. 改正の内容

指定規則又は指導ガイドラインで定める範囲（教員資格及び教育内容等）における評

価制度の実施については、学校教育法に基づき大学が行っている機関別認証評価及び分野別認証評価と内容が重なる部分もあることから、養成施設に過度な負担とならないよう義務化せず、まずは養成施設が教員資格及び教育内容等について、自己点検並びに自己評価・公表を毎年行うこととする。その上で、5年以内ごとに第三者による評価を受け、その結果を公表するよう努めることとする。[指導ガイドライン]

第8 適用時期について

今回の見直しについては、言語聴覚士を取り巻く環境の変化等に早急に対応する必要があることを踏まえつつ、養成施設における体制整備及び学生募集などを考慮し、新カリキュラムについて法第33条第1号は令和7年4月の入学生から適用することとし、言語聴覚士国家試験の改正時期と合わせることを念頭に、同法第33条第2号については令和9年4月の入学生から適用することとし、同法第33条第3号及び第5号については令和8年4月の入学生から適用することが妥当と考える。

また、同法第33条第4号も言語聴覚士国家試験の改正時期と合わせることを念頭に、大学については令和7年4月の入学生から、大学院については令和8年4月の入学生から適用することが妥当と考える。なお、同号における受験資格取得のための要件に大学院を加えることについては、新カリキュラムの適用を待たず、令和4年8月30日の施行規則改正により、令和4年度国家試験から適用した。

なお、専任教員の配置基準の引き上げについては、教員確保の準備期間等を考慮し、新カリキュラムの適用から2年程度の経過措置を設けることが適当である。ただし、言語聴覚士である専任教員の人数及び専任教員になるにあたり必要な要件については、教育の質を担保する必要性に鑑みて、新カリキュラムの適用から1年程度の経過措置とすることが適当であると考える。

第9 今後の課題

今回の見直しについては、質の高い言語聴覚士を養成するため、総単位数等の教育内容だけでなく、言語聴覚士国家試験受験資格に関するもの等の多岐にわたるものであり、新カリキュラムが適用されて以降、当該見直しによる言語聴覚士の質の向上等について検証することが必要と考えられる。

「はじめに」でも記載のとおり、国家資格として職種が定められて以降、言語聴覚士を取り巻く環境も大きく変化している。今後もその時代の情勢や動向、超高齢社会の進展に伴う障害の重度化と病態の複雑化等に伴い、言語聴覚士に求められる役割も変化していくことが考えられることから、上記の検証も踏まえ、新カリキュラムの適用から5年を目処として、新たな見直しの必要性についての検討を行う。

(1) カリキュラムとして定める総単位数

今回の見直しに当たっては、国民の医療へのニーズの変化と多様化、超高齢社会の進展に伴う障害の重度化と病態の複雑化により、資格創設当初よりも幅広く患者へ適切に対応できる実践的な能力を身に付ける必要があるため、言語聴覚士として必要な知識及び技能の修得のために指定規則で定める総単位数を8単位と大幅に追加することとなった。

今後の見直しにおいては、指定規則で定める教育総単位数を増やすことを主軸とするのではなく、言語聴覚士として活躍する上で必要な知識及び技能であるかを吟味するとともに、教育の質を向上させる対策を検討すべきである。

(2) 臨床実習施設の調整機能

超高齢社会の進展に伴う職域の拡大に対応できるよう、言語聴覚士として患者への適切な対応と実践的な能力を身に付けるため、臨床実習における単位数増加とともに、必須範囲をこれまでの病院又は診療所から、介護老人保健施設、介護医療院、その他の医療を提供する施設等を含む医療提供施設に大枠を変え、更にその中の一部必須範囲として病院又は診療所を位置付ける枠組みとした。また、努力義務として介護、福祉、特別支援教育に関する施設等と連携し、見学等の実習機会を設けることとした。

これにより、養成施設によっては新たな分野における臨床実習施設の確保に追われるとともに、これまで以上に複数の臨床実習施設との間で学生の受け入れの調整を求められることが想定される。

全国リハビリテーション学校協会と日本言語聴覚士協会には、今後、臨床実習に臨む学生が必要とする実習を受けることができるよう、各養成施設のサポートをしていただきたい。

(3) 臨床実習前後の評価の内容統一化

本検討会においては、臨床実習について、実習内容、段階的実施方法の導入とその教育目標の新設、臨床実習前後の評価及び実習後の振り返りの必須化等を行ったが、患者への配慮と安全を確保しつつ、学生が臨床実習において様々な現場を体験し、多様な疾患に関する言語聴覚士としての業務を経験するため、将来的には、臨床実習前後の技術・知識の到達度評価について、全ての養成施設で統一的な合格基準を設定することが望まれる。

全国リハビリテーション学校協会においては、これを踏まえて各養成施設で行う技術・知識の到達度評価の実態・進捗を把握するとともに、より効果的な評価内容とその適切な審査基準となるよう課題として積極的に取り組んでいただきたい。

(4) 臨床実習を実施する「主たる施設」の考え方について

全国リハビリテーション学校協会と日本言語聴覚士協会より、臨床実習を実施するにあたり、「主たる施設」の新設とその要件等が要望され、具体的にどのようなものを指

すかについて、検討会において口頭により補足説明された。

補足説明を要約した内容は、以下の通り。

- 臨床実習は、1か所の教育に熱心な施設があれば、そこが基幹となり最初にできるだけ教育を行い、その後分散して各クリニック等に行く等の実施形態が望ましい。例えば実習施設にマジックミラーがあり、裏側で学生が数名で訓練できるような設備がある施設等であることが推奨される。
- 基幹となる施設が1か所あれば、そこでの実習を2週間必須等とすることで、実習指導や振り返りをそこで行い質の高い教育を担保できるため、全て小さな診療所等に適当に分散して実習を行うより望ましい。

具体的な骨子案等が示されない中から始まったこの要望に対し、医師養成において既に定義されている基幹施設及び連携施設の制度と上記構想の考え方との違いや、基幹となる施設を制度として定義するための要件が漠然としていること、指導の質を担保する要件が含まれていないこと、養成施設ごとの地域の事情等を必ずしも十分に把握した上での要望ではないこと等の理由から、検討会では現時点で「主たる施設」を新設することは困難と結論づけ、「主たる施設」を新設する目的である臨床実習の質の確保について、一部の臨床実習施設の要件ではなく臨床実習施設全体として必要となる要件のみを抽出して定めた。

全国リハビリテーション学校協会と日本言語聴覚士協会には、今後、臨床実習を実施する「主たる施設」を再度提案される場合は、上記を留意していただきたい。

(5) 公益財団法人医療研修推進財団が実施する養成施設教員等講習会修了者の扱いについて

第4において述べたように、臨床実習指導者における質の向上のため、指定講習の修了義務化が要望され、当検討会において厚生労働省が定める指針に基づいた講習の修了が要件とされることになった。

また、指定講習の修了義務化に併せて公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会の修了者についても、指針に基づいた講習を修了した者と同等に扱うこととする要望があり、当該検討会において財団が実施する講習の内容が指針で定める要件を満たすか検討した。

しかしながら、臨床実習指導者の質を向上する目的の本件において、財団が実施する講習は教員養成を目的としたものであり、時間、内容が異なっていることから、同等に扱うことは困難と結論づけられた。

一方で、一部は指針で定める要件を含むことから、不足する講習内容を別途受講する等によって補うことにより、今回の見直しが適用される前までに当該教員等講習を修了した者も指針に基づいた講習を修了した者と同等に扱うこととなった。

全国リハビリテーション学校協会と日本言語聴覚士協会には、今回の見直しが適用される前までに公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会を修了した者を厚生労働省が定める指針に基づいた

講習を修了した者と同等に扱う場合、公益財団法人医療研修推進財団と連携し、不足している内容を補うための講習等の実施を検討いただきたい。

(6) 言語聴覚士の教員資格及び教育内容等における第三者による外部評価について

第7において述べたように、要望書提出団体である全国リハビリテーション学校協会と日本言語聴覚士協会からは、第三者として特定する組織による定期的な外部評価（評価内容、評価基準、評価料）とその結果の公表について義務化することを要望されたが、学校教育法に基づき大学が行っている機関別認証評価及び分野別認証評価と内容が重なる部分もあることから、養成施設に過度な負担とならないよう義務化は見送り、まずは養成施設による自己点検、自己評価及びその結果を公表することを義務とし、第三者による評価は努力規定とした。

全国リハビリテーション学校協会と日本言語聴覚士協会には、今後、第三者による外部評価の義務化を再度要望される場合は、上記問題点の解決が必要であることを十分留意いただきたい。

第10 おわりに

本報告書の内容は、言語聴覚士の教育に関し大幅な見直しを求めるものであるが、いずれも早急に実施されることが必要である。本報告書の趣旨を踏まえ、その内容が適切に実施されるよう指定規則等の改正に着手されることを期待する。

最後に、言語聴覚士になるためには、養成施設において言語聴覚士に関する知識及び技能を修得し、国家試験に合格する必要がある。

しかしながら、養成施設においては、言語聴覚士国家試験に合格することのみに重点を置くのではなく、将来の言語聴覚士として活躍できる人材の養成に重点を置き、それぞれ特色のある教育を行うことを期待する。

(参考)

言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会構成員名簿

安保 雅博	日本リハビリテーション医学会 理事長 東京慈恵会医科大学リハビリテーション医学講座 主任教授
内山 量史	春日居総合リハビリテーション病院 言語療法部長
○ 江頭 正人	東京大学大学院医学系研究科医学教育国際研究センター 医学教育学部門 教授
神村 裕子	日本医師会 常任理事
鈴木 真生	多摩リハビリテーション学院専門学校言語聴覚学科 教員
高木 邦格	全国リハビリテーション学校協会 理事長 国際医療福祉大学 理事長
土井 勝美	日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会 参与、福祉医療委員会相談役、涉外委員会相談役
深浦 順一	日本言語聴覚士協会 会長 国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科 教授
福島 邦博	言語聴覚士国家試験委員長 医療法人さくら会早島クリニック耳鼻咽喉科皮膚科 院長
牧野 日和	愛知学院大学健康科学部健康科学科 准教授

※○は座長 (五十音順、敬称略)

言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会開催状況

第1回	令和4年 1月 28日	言語聴覚士教育見直しの背景と検討会の方向性について
第2回	4月 22日	臨床実習の在り方について
第3回	5月 17日	国家資格の受験資格取得のための要件について
第4回	6月 8日	第2、3回改善検討会の主な意見と事務局提案について
第5回	7月 8日	第1回改善検討会の主な意見と事務局提案について
第6回	8月 3日	第5回改善検討会の主な意見と事務局提案について 教員に関する事項について
第7回	令和5年 2月 17日	第6回改善検討会の主な意見と事務局提案及び再審議事項について 第3者による外部評価について
第8回	8月 30日	専任教員の人数等に関する主な意見と事務局提案について 検討会とりまとめ報告書（案）について

○厚生労働省令第百十八号
言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十三条第四号の規定に基づき、言語聴覚士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月三十日

言語聴覚士法施行規則（平成十年厚生省令第七十四号）の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）

	改	正	後	改	正	前
（法第三十三条第四号の厚生労働省令で定める者）	（法第三十三条第四号の厚生労働省令で定める者）			（法第三十三条第四号の厚生労働省令で定める者）		
第十六条 法第三十三条第四号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。 令で定める者は、次のとおりとする。	第十六条 法第三十三条第四号の厚生労働省令で定める者は、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期課程（旧職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）による中央職業訓練所又は職業訓練大学校の長期指導員訓練課程、職業訓練法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十六号）による改正前の職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業訓練大学校の長期指導員訓練課程、旧職業能力開発促進法による職業訓練大学校の長期課程及び九年改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校の長期課程を含む。）において法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めて修了した者とする。	（新設）		（法第三十三条第四号の厚生労働省令で定める者）		

一 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期課程（旧職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）による中央職業訓練所又は職業訓練大学校の長期指導員訓練課程、職業訓練法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十六号）による改正前の職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業訓練大学校の長期指導員訓練課程、旧職業能力開発促進法による職業訓練大学校の長期課程及び九年改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校の長期課程を含む。）において法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めた科目を修めて修了した者とする。

二 学士の学位を有し、学校教育法に基づく大学院において二年以上修業し、かつ、法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めて修了した者

三 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は第十五条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において一年（高等専門学校にあっては、四年）以上修業し、かつ、法第三十三条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めた者で、学校教育法に基づく大学院において二年以上修業し、かつ、法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めて修了したもの

（新設）

（法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める者）

第十七条 法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める者は、学校教育法第九十一条第二項又は第一百二条第一項本文の規定により、同法に基づく大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（旧大学令に基づく大学を卒業した者を除く。）とする。

（法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める者）

第十七条 法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める者は、学校教育法第九十一条第二項又は第一百二条第一項本文の規定により、同法に基づく大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学を卒業した者を除く。）とする。

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

○言語聴覚士法施行規則

(平成十年八月二十八日)

(厚生省令第七十四号)

改正	平成一一年	三月	八日	厚生省令	第一一五号
同	一一年	三月	二六日	同	第二六号
同	一一年	一一月	一日	同	第九一号
同	一二年	三月	三〇日	同	第五五号
同	一二年	一〇月	二〇日	同	第一一二七号
同	一三年	七月	一三日	厚生労働省令	第一一六三号
同	一四年	二月	二二日	同	第一四号
同	一六年	三月	三〇日	同	第六九号
同	一八年	三月	三一日	同	第七五号
同	一九年	一月	九日	同	第二号
同	一九年	一二月	二五日	同	第一五二号
同	二二年	四月	一日	同	第五七号
同	二四年	六月	二九日	同	第九七号
同	二七年	九月	三〇日	同	第一五六号
同	三〇年	九月	五日	同	第一一一号
同	三〇年	一一月	九日	同	第一一三一号
令和	元年	五月	七日	同	第一号
同	二年	一二月	二五日	同	第二〇八号
同	四年	七月	二八日	同	第一〇七号
同	四年	八月	三〇日	同	第一一八号

言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第二十八条、第三十三条第一号から第五号、第四十一条、第四十二条第一項及び附則第三条の規定に基づき、言語聴覚士法施行規則を次のように定める。

言語聴覚士法施行規則

目次

第一章 免許（第一条—第九条）

第二章 試験（第十条—第二十一条）

第三章 業務（第二十二条）

附則

第一章 免許

(法第四条第三号の厚生労働省令で定める者)

第一条 言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号。以下「法」という。）第四条第三号の厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により言語聴覚士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（平一三厚劳令一六三・追加）

(障害を補う手段等の考慮)

第一条の二 厚生労働大臣は、言語聴覚士の免許（第十二条第二項第三号を除き、以下「免許」という。）の申請を行った者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

（平一三厚劳令一六三・追加）

(免許の申請)

第一条の三 免許を受けようとする者は、様式第一号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 言語聴覚士国家試験（以下「試験」という。）の合格証書の写し又は合格証明書

二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第六条第二項において同じ。）

三 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書

3 第一項の申請書に合格した試験の施行年月、受験地及び受験番号を記載した場合には、前項第一号の書類の添付を省略することができる。

（平一二厚令一二七・一部改正、平一三厚劳令一六三・旧第一条繰下・一部改正、平一六厚劳令六九・平二四厚劳令九七・一部改正）

(名簿の登録事項)

第二条 言語聴覚士名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、氏名、生年月日及び性別
- 三 試験合格の年月
- 四 免許の取消し又は名称の使用の停止の処分に関する事項
- 五 再免許の場合には、その旨
- 六 言語聴覚士免許証（以下「免許証」という。）若しくは言語聴覚士免許証明書（以下「免許証明書」という。）を書換え交付し、又は再交付した場合には、その旨並びにその理由及び年月日
- 七 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

（平一六厚労令六九・一部改正）

（名簿の訂正）

第三条 言語聴覚士は、前条第二号の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、名簿の訂正を申請しなければならない。

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（平一二厚令一二七・平一六厚労令六九・平二四厚労令九七・一部改正）

（登録の消除）

第四条 名簿の登録の消除を申請するには、様式第三号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 言語聴覚士が死亡し、又は失踪^{そう}の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡又は失踪^{そう}の届出義務者は、三十日以内に、名簿の登録の消除を申請しなければならない。

3 前項の規定による名簿の登録の消除を申請するには、申請書に、当該言語聴覚士が死亡し、又は失踪^{そう}の宣告を受けたことを証する書類を添えなければならない。

（平一二厚令一二七・平一六厚労令六九・一部改正）

（免許証の書換え交付申請）

第五条 言語聴覚士は、免許証又は免許証明書の記載事項に変更を生じたときは、免許証の書換え交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に免許証又は免許証明書及び戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類と

する。) を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(平一二厚令一二七・平一六厚勞令六九・平二四厚勞令九七・一部改正)

(免許証の再交付申請)

第六条 言語聴覚士は、免許証又は免許証明書を破り、汚し、又は失ったときは、免許証の再交付を申請することができる。

- 2 前項の申請をするには、様式第四号による申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 3 免許証又は免許証明書を破り、又は汚した言語聴覚士が第一項の申請をする場合には、申請書にその免許証又は免許証明書を添えなければならない。
- 4 言語聴覚士は、免許証の再交付を受けた後、失った免許証又は免許証明書を発見したときは、五日以内に、これを厚生労働大臣に返納しなければならない。

(平一二厚令一二七・平一六厚勞令六九・平二四厚勞令九七・一部改正)

(免許証又は免許証明書の返納)

第七条 言語聴覚士は、名簿の登録の消除を申請するときは、免許証又は免許証明書を厚生労働大臣に返納しなければならない。第四条第二項の規定により名簿の登録の消除を申請する者についても、同様とする。

- 2 言語聴覚士は、免許を取り消されたときは、五日以内に、免許証又は免許証明書を厚生労働大臣に返納しなければならない。

(平一二厚令一二七・一部改正)

(登録免許税及び手数料の納付)

第八条 第一条の三第一項又は第三条第二項の申請書には、登録免許税の領収証書又は登録免許税の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

- 2 第六条第二項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

(平一三厚勞令一六三・一部改正)

(規定の適用等)

第九条 法第十二条第一項に規定する指定登録機関(以下「指定登録機関」という。)が言語聴覚士の登録の実施等に関する事務を行う場合における第一条の三第一項、第三条第二項、第四条第一項、第五条、第六条第一項、第二項及び第四項並びに第七条の規定の適用については、これらの規定(第五条第一項及び第六条第一項を除く。)中「厚生労働大臣」とあるのは「指定登録機関」と、第五条第一項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、第六条第一項及び第四項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」とする。

- 2 前項に規定する場合においては、第八条第二項の規定は適用しない。

(平一二厚令一二七・平一三厚勞令一六三・一部改正)

第二章 試験

(試験科目)

第十条 試験の科目は、次のとおりとする。

- 一 基礎医学
- 二 臨床医学
- 三 臨床歯科医学
- 四 音声・言語・聴覚医学
- 五 心理学
- 六 音声・言語学
- 七 社会福祉・教育
- 八 言語聴覚障害学総論
- 九 失語・高次脳機能障害学
- 十 言語発達障害学
- 十一 発声発語・嚥下障害学
- 十二 聴覚障害学

(試験施行期日等の公告)

第十一条 試験を施行する期日及び場所並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ、官報で公告する。

(受験資格の認定申請)

第十一条の二 法第三十三条第六号の規定による厚生労働大臣の認定を受けようとする者は、申請書に、外国の法第二条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で言語聴覚士に係る厚生労働大臣の免許に相当する免許を受けた者であることを証する書面その他の必要な書類を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

(平一六厚労令六九・追加)

(受験の手続)

第十二条 試験を受けようとする者は、様式第五号による受験願書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の受験願書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 法第三十三条第一号から第三号まで及び第五号に該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書
 - 二 法第三十三条第四号に該当する者であるときは、卒業証明書及び同号に規定する厚生労働大臣が指定する科目を修めた旨を証する書類
 - 三 法第三十三条第六号に該当する者であるときは、同号に規定する厚生労働大臣の認定を受けた者であることを証する書面

四 写真（出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

（平一二厚令一二七・平一六厚令六九・一部改正）

（法第三十三条第一号の厚生労働省令で定める者）

第十三条 法第三十三条第一号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者
- 二 旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校初等科修了を入学資格とする修業年限四年の旧中等学校令による高等女学校卒業を入学資格とする同令による高等女学校の高等科又は専攻科の第一学年を修了した者
- 三 国民学校初等科修了を入学資格とする修業年限四年の旧中等学校令による実業学校卒業を入学資格とする同令による実業学校専攻科の第一学年を修了した者
- 四 旧師範教育令（昭和十八年勅令第百九号）による師範学校予科の第三学年を修了した者
- 五 旧師範教育令による附属中学校又は附属高等女学校を卒業した者
- 六 旧師範教育令（明治二十年勅令第三百四十六号）による師範学校本科第一部の第三学年を修了した者
- 七 内地以外の地域における学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及び転学に関する規程（昭和十八年文部省令第六十三号）第二条若しくは第五条の規定により中等学校を卒業した者又は前各号に掲げる者と同一の取扱いを受ける者
- 八 旧青年学校令（昭和十年勅令第四十一号）（昭和十四年勅令第二百五十四号）による青年学校本科（修業年限二年のものを除く。）を卒業した者
- 九 旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）による試験検定に合格した者又は同規程により文部大臣において専門学校入学に関し中学校若しくは高等女学校卒業者と同等以上の学力を有するものと指定した者
- 十 旧実業学校卒業程度検定規程（大正十四年文部省令第三十号）による検定に合格した者
- 十一 旧高等試験令（昭和四年勅令第十五号）第七条の規定により文部大臣が中学校卒業程度において行う試験に合格した者
- 十二 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）第一条第一項の表の第二号、第三号、第六号若しくは第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者又は同法第二条第一項の表の第九号、第十八号から第二十号の四まで、第二十一号若しくは第二十三号の上欄に掲げる資格を有する者
- 十三 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣が大学に入学できる者に準ずるものとして認めた者

（平一二厚令一二七・一部改正）

（法第三十三条第二号の厚生労働省令で定める学校、文教研修施設又は養成所）

- 第十四条 法第三十三条第二号の厚生労働省令で定める学校、文教研修施設又は養成所は、次のとおりとする。
- 一 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十一条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている大学、学校又は看護師養成所
 - 二 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条第一号又は第二号の規定により指定されている歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所
 - 三 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所
 - 四 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所
 - 五 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設
 - 六 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所
 - 七 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号又は第三号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所
 - 八 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所
 - 九 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所
 - 十 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十四条に規定する防衛医科大学校
 - 十一 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第一号に規定する職業能力開発校（職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成四年法律第六十七号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧職業能力開発促進法」という。）第十五条第二項第一号に規定する職業訓練校を含む。）、同項第二号に規定する職業能力開発短期大学校（旧職業能力開発促進法第十五条第二項第二号に規定する職業訓練短期大学校を含む。）、同項第三号に規定する職業能力開発大学校又は第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校（職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十五号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「九年改正前の職業能力開発促進法」という。）第二十七条第一項に規定する職業能力開発大学校及び旧職業能力開発促進法第二十七条第一項に規定する職業訓練大学校を含む。）（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする訓練課程であって、訓練期間が二年以上のものに限る。）

(平一一厚令二六・平一二厚令一二七・平一四厚労令一四・平一八厚労令七五・平一九厚労令二・平二二厚労令五七・平二七厚労令一五六・一部改正)

(法第三十三条第三号の厚生労働省令で定める学校、文教研修施設又は養成所)

第十五条 法第三十三条第三号の厚生労働省令で定める学校、文教研修施設又は養成所は、次のとおりとする。

- 一 前条各号に掲げる学校、文教研修施設又は養成所
- 二 視能訓練士法第十四条第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所
- 三 臨床工学技士法第十四条第二号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所
- 四 義肢装具士法第十四条第三号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所
- 五 救急救命士法第三十四条第二号又は第四号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所（救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）第十六条に規定するものを除く。）
- 六 学校教育法第五十八条第一項（同法第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する高等学校の専攻科
- 七 職業能力開発促進法第十五条の七第一項第一号に規定する職業能力開発校（旧職業能力開発促進法第十五条第二項第一号に規定する職業訓練校を含む。）、同項第二号に規定する職業能力開発短期大学校（旧職業能力開発促進法第十五条第二項第二号に規定する職業訓練短期大学校を含む。）、同項第三号に規定する職業能力開発大学校又は第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校（九年改正前の職業能力開発促進法第二十七条第一項に規定する職業能力開発大学校及び旧職業能力開発促進法第二十七条第一項に規定する職業訓練大学校を含む。）（学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする訓練課程であって、訓練期間が一年のものに限る。）

(平一一厚令二六・平一二厚令一二七・平一九厚労令一五二・平二七厚労令一五六・一部改正)

(法第三十三条第四号の厚生労働省令で定める者)

第十六条 法第三十三条第四号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期課程（旧職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）による中央職業訓練所又は職業訓練大学校の長期指導員訓練課程、職業訓練法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十六号）による改正前の職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業訓練大学校の長期指導員訓練課程、旧職業能力開発促進法による職業訓練大学校の長期課程及び九年改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校の長期課程を含む。）において法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めて修了した者
- 二 学士の学位を有し、学校教育法に基づく大学院において二年以上修業し、かつ、法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めて修了した者
- 三 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は第十五条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において一年（高等専門学校にあっては、四年）以上

修業し、かつ、法第三十三条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めた者で、学校教育法に基づく大学院において二年以上修業し、かつ、法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めて修了したもの

(平一二厚令一二七・令四厚労令一一八・一部改正)

(法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める者)

第十七条 法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める者は、学校教育法第九十一条第二項又は第百二条第一項本文の規定により、同法に基づく大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（旧大学令に基づく大学を卒業した者を除く。）とする。

(平一二厚令一二七・平一九厚労令一五二・令四厚労令一一八・一部改正)

(合格証書の交付)

第十八条 厚生労働大臣は、試験に合格した者に合格証書を交付するものとする。

(平一二厚令一二七・一部改正)

(合格証明書の交付及び手数料)

第十九条 試験に合格した者は、厚生労働大臣に合格証明書の交付を申請することができる。

2 前項の申請をする場合には、手数料として二千九百五十円を国に納めなければならない。

(平一二厚令五五・平一二厚令一二七・一部改正)

(手数料の納入方法)

第二十条 第十二条第一項の出願又は前条第一項の申請をする場合には、手数料の額に相当する収入印紙を受験願書又は申請書にはらなければならない。

(規定の適用等)

第二十一条 法第三十六条第一項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）が試験の実施に関する事務を行う場合における第十二条第一項、第十八条及び第十九条の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第十九条第二項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

3 第一項に規定する場合においては、前条の規定は適用しない。

(平一二厚令一二七・一部改正)

第三章 業務

(法第四十二条第一項の厚生労働省令で定める行為)

第二十二条 法第四十二条第一項の厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。

一 機器を用いる聴力検査（気導により行われる定性的な検査で次に掲げる周波数及び聴力レベルによるものを除

く。)

- イ 周波数千ヘルツ及び聴力レベル三十デシベルのもの
- ロ 周波数四千ヘルツ及び聴力レベル二十五デシベルのもの
- ハ 周波数四千ヘルツ及び聴力レベル三十デシベルのもの
- ニ 周波数四千ヘルツ及び聴力レベル四十デシベルのもの

二 聴性脳幹反応検査

三 眼振電図検査（冷水若しくは温水、電気又は圧迫による刺激を加えて行うものを除く。）

四 重心動搖計検査

五 音声機能に係る検査及び訓練（他動運動若しくは抵抗運動を伴うもの又は薬剤若しくは器具を使用するものに限る。）

六 言語機能に係る検査及び訓練（他動運動若しくは抵抗運動を伴うもの又は薬剤若しくは器具を使用するものに限る。）

七 耳型の採型

八 補聴器装用訓練

（平一二厚令一二七・平三〇厚労令一一一・一部改正）

附 則

（施行期日）

1 この省令は、法の施行の日（平成十年九月一日）から施行する。

（受験手続の特例）

2 法附則第二条の規定により試験を受けようとする者が、受験願書に添えなければならない書類は、第十二条第二項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 法附則第二条に該当する者であることを証する書類

二 写真（出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

3 法附則第三条の規定により試験を受けようとする者が、受験願書に添えなければならない書類は、第十二条第二項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 履歴書

二 法附則第三条第一号に規定する講習会の課程を修了したことを証する書類

三 平成十年九月一日において病院、診療所その他附則第四項各号に掲げる施設（以下「病院等」という。）で適法に法第二条に規定する業務を業として行っていた者又は附則第五項各号のいずれかに該当する者であること及び病院等で適法に法第二条に規定する業務を五年以上業として行っていたことを証する書類

四 写真（出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

（法附則第三条の厚生労働省令で定める施設）

4 法附則第三条の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一 学校教育法に基づく小学校、中学校若しくは高等学校（同法第七十五条に規定する特殊学級が置かれているものに限る。）又は聾学校若しくは養護学校

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する児童相談所、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設

三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者更生相談所、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は身体障害者福祉センター

四 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者更生相談所又は知的障害者更生施設

五 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する特別養護老人ホーム

六 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する介護老人保健施設

七 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

（平一一厚令一五・平一一厚令九一・平一二厚令一二七・一部改正）

（法附則第三条の厚生労働省令で定める者）

5 法附則第三条の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 病院等で適法に法第二条に規定する業務を業として行っていた者であつて、平成十年九月一日において当該業務を休止し、又は廃止した日から起算して五年を経過しないもの

二 平成十年九月一日において引き続き三月以上法第三十三条第一号から第三号まで及び第五号の文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した言語聴覚士養成所の専任教員であった者

（平一二厚令一二七・一部改正）

附 則（平成一一年三月八日厚生省令第一五号） 抄

1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年三月二六日厚生省令第二六号） 抄

1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年一一月一日厚生省令第九一号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（言語聴覚士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条 この省令の施行前に第二十七条の規定による改正前の言語聴覚士法施行規則附則第四項第六号に規定す

る老人保健施設において適法に言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第二条に規定する業務を業として行った者は、第二十七条の規定による改正後の言語聴覚士法施行規則附則第四項第六号に規定する介護老人保健施設において適法に同法第二条に規定する業務を業として行った者とみなす。

附 則 （平成一二年三月三〇日厚生省令第五五号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （平成一三年七月一三日厚生労働省令第一六三号）

この省令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年七月十六日）から施行する。

附 則 （平成一四年二月二二日厚生労働省令第一四号） 抄

1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

附 則 （平成一六年三月三〇日厚生労働省令第六九号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にこの省令による改正前の言語聴覚士法施行規則の規定によりされた申請及び受験手続は、この省令による改正後の言語聴覚士法施行規則の相当規定によりされたものとみなす。

3 この省令の施行前にされた法第三十三条第六号の認定の申請は、この省令による改正後の言語聴覚士法施行規則第十一条の二の規定によりされたものとみなす。

附 則 （平成一八年三月三一日厚生労働省令第七五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（以下「平成十七年改正法」という。）及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附 則 (平成一九年一月九日厚生労働省令第二号)

この省令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年一月九日）から施行する。

附 則 (平成一九年一二月二五日厚生労働省令第一五二号)

この省令は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

附 則 (平成二二年四月一日厚生労働省令第五七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二九日厚生労働省令第九七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則 (平成二七年九月三〇日厚生労働省令第一五六号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年九月五日厚生労働省令第一一一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年一一月九日厚生労働省令第一三一号)

(施行期日)

1 この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和元年五月七日厚生労働省令第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和二年一二月二五日厚生労働省令第二〇八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和四年七月二八日厚生労働省令第一〇七号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和四年八月三〇日厚生労働省令第一一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

様式第一号（第一条の三関係）

（令四厚労令一〇七・全改）

記入不要	登録番号		(収入印紙は消印しないで下さい)									
	登録年月日											
言語聴覚士免許申請書												
平成 年 月 施行第		回 言語聴覚士試験合格	受験地	受験地コード								
			受験番号									
1 刑金以上の刑に処せられたことの有無。(有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日) 有・無 2 言語聴覚士の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無。(有の場合、違反の事実及び年月日) 有・無 3 出願後の本籍又は氏名の変更の有無。(有の場合、出願時の本籍又は氏名) 有・無 4 過去に言語聴覚士免許を有していたことの有無。(有の場合、登録番号) 有・無												
上記により、言語聴覚士免許を申請します。												
年 月 日												
コード番号				都道府県 本籍 (国籍)								
電話		()		郡区町村番地 都道府県市郡								
住所												
ふりがな		(氏)		(名)		性別 男 女						
氏名		(旧姓)										
通称名												
旧姓併記の希望		有		無								
生年月日		昭和 平成 令和 西暦				年			月			日
厚生労働大臣 殿 指定登録機関代表者												

様式第一号（第一条の三関係）

様式第二号（第三条、第五条関係）

（令二厚労令二〇八・全改）

様式第二号（第三条、第五条関係）

記入不要	登録番号		収入印紙欄
訂正書換え交付年月日		(収入印紙は消印しないで下さい)	

言語聴覚士名簿訂正・免許証(免許証明書)書換え交付申請書

登録番号	第	号	登録年月日	平成令和	年	月	日
------	---	---	-------	------	---	---	---

変更を生じた事項

	変更前	変更後（第1回）	変更後（第2回）
コード番号			
本籍（国籍）	都道府県	都道府県	都道府県
ふりがな	(氏)(名)	(氏)(名)	(氏)(名)
氏名	(旧姓)	(旧姓)	(旧姓)
通称名			
旧姓併記の希望		有・無	有・無
生年月日	昭和 平成 令和 西暦 月 日	昭和 平成 令和 西暦 月 日	
性別	男・女	男・女	

変更の理由		※	※			
-------	--	---	---	--	--	--

上記により、言語聴覚士名簿訂正・免許証(免許証明書)書換え交付を申請します。

年月日

電話	()						
住所	都道府県	市郡	区	町村	番地	番地	号
氏名		生年月日	昭和 平成 令和 西暦	年	月	日	

厚生労働大臣 殿
指定登録機関代表者

※印の欄は記載しないこと。

様式第三号（第四条関係）

（令二厚労令二〇八・全改）

様式第三号（第四条関係）

記入不要	消除年月日	
------	-------	--

言語聴覚士名簿登録消除申請書

登録番号	第	号	登録年月日	平成 令和	年	月	日
------	---	---	-------	----------	---	---	---

コード番号	
本籍 (国籍)	都道府県

ふりがな (氏)	(名)
氏名	

生年月日	昭和 平成 令和 西暦	年	月	日
------	----------------------	---	---	---

消除理由の 生じた年月日	平成 令和	年	月	日
-----------------	----------	---	---	---

※コード番号	
消除理由	死亡・失踪・その他

上記により言語聴覚士名簿の登録を消除されたく免許証(免許証明書)及び関係書類を添えて申請します。

年 月 日

電話	()					
住所	都道府県	市郡	区	町村	番	番地号
氏名						

厚生労働大臣 殿
指定登録機関代表者
※印の欄は記載しないこと。

様式第四号（第六条関係）

（令二厚労令二〇八・全改）

様式第四号(第六条関係)

記入不要	登録番号	
	登録年月日	

収入印紙	欄
(収入印紙は消印しないで下さい)	

言語聴覚士免許証(免許証明書)再交付申請書

登録番号	第	号	登録年月日	平成令和	年	月	日
------	---	---	-------	------	---	---	---

コード番号	
本籍 (国籍)	都道府県

ふりがな 氏名	(氏)	(名)
	(旧姓)	
通称名		

性別	男
	女

生年月日	昭和 平成 令和 西暦	年	月	日
------	----------------------	---	---	---

免許取得資格	平成令和	年	月	施行第	回言語聴覚士国家試験合格
--------	------	---	---	-----	--------------

上記の言語聴覚士免許証(免許証明書)を(破った・汚した・失った)ので、
関係書類を添えて免許証(免許証明書)の再交付を申請します。

年 月 日

電話	()					
住所	都道府県	市郡	区	町村	番	番地号
氏名						

厚生労働大臣 殿
指定登録機関代表者

様式第五号（第十二条関係）

（令二厚労令二〇八・全改）

様式第五号（第十二条関係）

収入印紙 (消印しないこと。)		言語聴覚士国家試験受験願書					
氏名				性別	男	受験番号	※
					女		
生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和	年	月	日	本籍 (国籍)	都道府県	受験希望地
現住所	都道府県 市郡区 (郵便番号) — () 電話番号 ()						
養成施設名							
最終学歴	学部(学科) 年卒業(見込)						
受験資格 (該当項目に○印をつけること。)	資格	該当項目		添付書類			
	養成施設卒業者 (一般・短期)	法第33条第1号			・養成施設修業(卒業)証明書		
		法第33条第2号			・養成施設修業(卒業)証明書		
		法第33条第3号			・大学等卒業証明書 ・指定科目履修証明書		
		法第33条第5号			・平成10年9月1日現在、養成施設において修業中であったことを証する書類		
	指定科目履修者	法第33条第4号			・厚生労働大臣による受験資格の認定を証する書類		
	外国養成施設卒業者	法第33条第6号			・履歴書 ・指定講習会修了証明書 ・実務経験等を証する書類		
実務経験者	法附則第3条						
連絡先	電話番号 () (内線)						

上記により、言語聴覚士国家試験を受験したいので申し込みます。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿
指定試験機関代表者

氏名

- 備考 1 ※印欄には、記入しないこと。
 2 該当する不動文字を○で囲むこと。
 3 黒ボールペンを用い、かい書ではっきりと記入すること。
 4 指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
 5 修業(卒業)証明書・指定科目履修証明書・実務経験等を証する書類については、それぞれ学校・養成施設・勤務先の長(所属長等)の発行に係るものであること。
 6 法附則第2条に該当する者のうち、平成10年9月1日現在、現に養成施設の課程を終えている者にあっては、受験資格を証する添付書類は、養成施設修業(卒業)証明書のみでよいこと。
 7 用紙の大きさは、A4とすること。

別添2 言語聴覚士学校養成所指定規則

別表第1 教育内容及び単位数

教育内容		法第33条第1号 単位数	法第33条第2号 単位数	法第33条第3号単位数	法第33条第5号 単位数
基礎分野	科学的思考の基礎	20			
	人間と生活				
	社会の理解				
	言語聴覚療法の基盤				
専門基礎分野	人体のしくみ・疾病と治療	15	15	15	15
	心の働き	7	7	7	7
	言語とコミュニケーション	9	9	9	9
	社会保障・教育とリハビリテーション	1	1	1	1
専門分野	地域言語聴覚療法学	2	2	2	2
	言語聴覚障害学総論	2	2	2	2
	失語・高次脳機能障害学	6	6	6	6
	言語発達障害学	6	6	6	6
	发声発語・摂食嚥下障害学	9	9	9	9
	聴覚障害学	7	7	7	7
	言語聴覚療法管理学	2	2	2	2
	臨床実習	15	15	15	15
合計		101	81	81	81

別表第1の臨床実習の備考

- 実習時間の3分の2以上は、医療提供施設（薬局及び助産所を除く。）において行うこと。
- 医療提供施設において行う実習時間のうち、8単位以上は病院又は診療所において行うこと。
- 1単位は臨床実習前後の評価、臨床実習後の振り返りを行うこと。
- 臨床実習の実施に当たっては、見学実習、評価実習、総合臨床実習に段階性を設け、評価実習及び総合臨床実習を主体として、相互に関連性をもって体系的な指導が行われること。
- 従前どおり、法第33条第1号の学校教育法に基づく大学においては、基礎分野については、この単位数によらないことができるものとする。

別添3 言語聴覚士養成所指導ガイドライン

別表1 教育内容と教育目標

	教育内容	法33条 第1号 単位数	法33条 第2号 単位数	法33条 第3号 単位数	法33条 第5号 単位数	教育目標
基礎分野	科学的思考の基礎	20				科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動する能力を培う。生命倫理、人の尊厳について幅広く理解する。国際化及び情報化社会に対応できる能力を培う。患者・利用者等との良好な人間関係の構築を目的に、人間関係論、コミュニケーション論等を学ぶ。言語聴覚療法の基盤となる知識・技能及び態度を習得する。
	人間と生活					
	社会の理解					
	言語聴覚療法の基盤					
専門基礎分野	人体のしくみ・疾病と治療	15	15	15	15	言語聴覚療法に関わる人体の構造と機能の知識を系統的に学ぶ。言語聴覚療法に必要な臨床医学、臨床歯科医学、栄養学、薬理学等の知識を学び、言語聴覚領域の疾患との関連を系統的に理解する。音声・言語・聴覚医学（神経系の構造、機能及び病態を含む）に関する言語聴覚療法の基礎知識を系統的に学ぶ。医用画像の評価や救急救命の基礎的知識について学ぶ。
	心の働き	7	7	7	7	言語聴覚障害及び言語聴覚療法について学修するうえで基礎となる心の働きに関する知識・技能・態度を習得する。
	言語とコミュニケーション	9	9	9	9	言語聴覚療法に必要な言語・コミュニケーションに関する知識を学ぶ。
	社会保障・教育とリハビリテーション	1	1	1	1	言語聴覚療法の基礎となる社会福祉、リハビリテーション、学校教育に関する知識を学ぶ。
専門分野	地域言語聴覚療法学	2	2	2	2	障害児・者、高齢者の地域における生活を支援するための諸制度や自立支援、就労支援、地域包括ケアシステム及び多職種連携など言語聴覚士に必要な知識・技能ならびに支援のあり方について習得する。
	言語聴覚障害学総論	2	2	2	2	言語聴覚障害の特性と種類、言語聴覚士の役割・専門性及び言語聴覚療法の基本概念を

別添3 言語聴覚士養成所指導ガイドライン

					習得する。
失語・高次脳機能障害学	6	6	6	6	失語及び高次脳機能障害、言語発達障害、発声発語障害、摂食嚥下障害、聴覚障害、平衡機能障害及び関連障害に関する知識と言語聴覚療法の評価・訓練・指導・助言、その他に関する知識・技能・態度を習得する。画像情報による評価、喀痰等の吸引についても習得する。
言語発達障害学	6	6	6	6	
発声発語・摂食嚥下障害学	9	9	9	9	
聴覚障害学	7	7	7	7	
言語聴覚療法管理学	2	2	2	2	言語聴覚療法を支えるシステムと制度を理解し、言語聴覚療法の質及び業務・情報・安全等に関する管理について学ぶとともに職業倫理を遵守する態度を養う。
臨床実習	15	15	15	15	社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。言語聴覚士の役割・職務を理解し、対象児・者の特徴と問題を把握して、言語聴覚療法の評価・訓練・指導・支援の技能を養う。また、チームの一員として連携の方法を習得し、言語聴覚士としての基礎的な実践能力を培う。
合計	101	81	81	81	

別表1 の備考

- 薬局及び助産所を除く医療提供施設の他、介護、福祉、特別支援教育における施設等との連携をもつことで、見学等の実習の機会を設けることが望ましい。
- 臨床実習の実施に当たっては、別表3に掲げる事項を修得させることを目的とした内容とすること。

別添3 言語聴覚士養成所指導ガイドライン

別表2 教育上必要な機械器具、標本、模型

教育分野	品 目	数量
専門基礎分野	人体のしくみ・疾病と治療	血压計 ○救急蘇生装置（AED）シミュレーター
		10人に1台以上1学級分 1台以上
失語・高次脳機能障害学/言語発達障害学	共通する機械器具	動画記録・再生システム 音声録音再生装置 訓練教材(各種) コミュニケーションエイド(各種)
		2式 10人に1台以上1学級分 適当数 適当数
		心理検査・言語検査用具(各種)
		適当数
専門分野	発声発語・摂食嚥下障害学	音響分析装置 ○呼吸機能検査装置 ○発声機能検査装置 人工喉頭 発声発語器官検査・用具一式(鼻息鏡等) ○舌圧計 リクライニング椅子またはベッド 酸素飽和度測定器 吸引装置一式 ○内視鏡
		1台以上 1台以上 1台以上 1台以上 適当数 10人に1台以上1学級分 1台以上 10人に1台以上1学級分 1台以上 1台以上
		オージオメータ（JIS診断用I型） ○聴性誘発反応検査装置（ABR、ASSRを含む）
		10人に1台以上1学級分 1台以上
		幼児聴力検査装置(COR検査、PS検査等が可能なもの)
		20人に1台以上1学級分
		○耳音響放射検査装置 インピーダンスオージオメータ
		1台以上 20人に1台以上1学級分
		補聴器(数種類)
		適当数
		補聴器特性測定装置
		20人に1台以上1学級分
		人工内耳マッピングシステム
		1台以上
聴覚障害学		騒音計 ○重心動搖計 フレンツェル眼鏡
		20人に1台以上1学級分 1台以上 1台以上
		○
標本及び模型		人体解剖模型 聴覚系解剖模型 発声発語・嚥下系解剖模型 神経系解剖模型
		1台以上 1台以上 1台以上 1台以上

別表2の備考

○品目中、○を付けたものについては、臨床実習施設において使用できる場合には、養成所において有することを要しないこと。

別添3 言語聴覚士養成所指導ガイドライン

別表3 臨床実習の実施における教育目標

分類	教育目標
見学 実習	言語聴覚障害がある人の抱える問題とその背景について学ぶ
	言語聴覚士の役割と業務について学ぶ
	見学する施設の特徴と地域における役割について学ぶ
	職業倫理（守秘義務など）について学ぶ
評価 実習	臨床の基本的態度と評価・診断技能を学ぶ
	他職種との連携や言語聴覚士の臨床以外の業務について学ぶ
	言語聴覚障害がある人との適切なコミュニケーションを学ぶ
	指導者の指導の下、対象者の神経心理学的特徴が明らかとなる評価法を選択し、実施することを学ぶ
	実施した評価結果を分析することを学ぶ
総合 臨床 実習	言語聴覚士の指導者の助言・指導のもとに典型的な対象児・者に提供できる基本的言語聴覚療法を学ぶ
	対象者を評価し、言語聴覚療法の実施計画を作成し、言語聴覚療法を実施することを学ぶ
	対象者の障害特徴を掘り下げて調べる検査や、それに対応した治療（訓練・指導・支援）の方法を考案することを学ぶ
	多職種と連携してリハビリテーションを実施する方法を学ぶ

別表3 の備考

○教育目標に掲げる各項目について、臨床実習指導者の指導の下、実践的に修得することを目指すものとする。

別添4 厚生労働省告示で指定する科目の協議の審査基準

別表1 言語聴覚士法第33条第4号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目

＜見直し後の科目＞

- 1 基礎医学
- 2 臨床医学
- 3 臨床歯科医学
- 4 音声・言語・聴覚医学
- 5 臨床心理学
- 6 生涯発達心理学
- 7 学習・認知心理学
- 8 言語学
- 9 音声学
- 10 言語発達学
- 11 音響学
- 12 社会保障・教育とリハビリテーション
- 13 地域言語聴覚療法学
- 14 言語聴覚障害学総論
- 15 失語・高次脳機能障害学
- 16 言語発達障害学
- 17 発声発語・摂食嚥下障害学
- 18 聴覚障害学
- 19 言語聴覚療法管理学
- 20 臨床実習

別添4 厚生労働省告示で指定する科目の協議の審査基準

別表2 別表1の科目の協議審査基準

◎：必ず教授する内容

◎を除き（ ）の項目については推奨する講義・実習の参考例を示している

単位	指定科目	具体的な教科内容	必須内容	教育目標
人体のしくみ・疾病と治療に相当する4科目で15単位	基礎医学	I 医学総論	◎	医学総論や解剖学、生理学及び病理学の観点から言語聴覚療法に関わる人体の構造と機能の知識を系統的に学ぶ。
		1 健康・疾病・障害と社会環境		
		2 医の倫理		
		3 医療行為		
		4 人口・保健統計		
		5 疫学		
		6 医療安全と感染予防		
		7 健康管理、予防医学（母子保健、成人・老人保健、精神保健、環境保健含む）		
		II 解剖学	◎	
		1 人体の大要（構成）		
		2 細胞と組織		
		3 器官・器官系		
		4 発生		
		III 生理学	◎	
		1 一般生理学		
		2 運動機能		
		3 感覚機能		
		4 睡眠と脳波		
		5 記憶と学習		
		6 自律機能		
		IV 病理学	◎	
		1 疾病の原因		
		2 病変		
		3 遺伝		
		4 免疫		
臨床医学	I 内科学	I 内科学	◎	言語聴覚療法に必要な臨床医学、栄養、薬理等の知識を学び、言語聴覚領域の疾患との関連を系統的に理解する。医用画像の評価や救急救命の基礎的
		1 内科診断学総論（各種検査、医用画像の評価含む）		
		2 内科治療学総論（疾患の管理、栄養、救急救命含む）		

別添4 厚生労働省告示で指定する科目の協議の審査基準

単位	指定科目	具体的な教科内容	必須内容	教育目標
		3 内科学領域の疾患		知識について学ぶ。
		II 小児科学	◎	
		1 小児の発達と成長（栄養含む）		
		2 小児保健		
		3 小児に特有な疾患と感染症		
		4 障害学（発達障害含む）		
		III 精神医学	◎	
		1 精神医学の方法		
		2 精神障害の分類		
		3 精神科症候学		
		4 精神医学領域の疾患		
		5 各ライフステージにおける障害の特性		
		6 精神保健（メンタルヘルス）		
		IV リハビリテーション医学	◎	
		1 リハビリテーション医学総論		
		2 検査と評価		
		3 治療総論		
		4 各種疾患・障害のリハビリテーション		
		V 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	◎	
		1 耳科学（聴覚障害、前庭障害を含む）		
		2 鼻科学（嗅覚障害を含む）		
		3 口腔・咽頭科学（構音障害を含む）		
		4 喉頭科学（音声障害を含む）		
		5 気管食道科学（摂食嚥下障害を含む）		
		6 頭頸部外科学（良性・悪性腫瘍を含む）		
		VI 臨床神経学	◎	
		1 神経系の解剖・生理		
		2 神経学的検査		
		3 臨床神経学領域の疾患		
		VII 形成外科学	◎	
		1 形成外科学総論		
		2 組織移植		
		3 外傷、熱傷、潰瘍		
		4 口唇裂、顎裂、口蓋裂		
		5 頭蓋、顔面、耳介の先天異常		

別添4 厚生労働省告示で指定する科目の協議の審査基準

単位	指定科目	具体的な教科内容	必須内容	教育目標
心の働きに相当する3科目で7単位	臨床歯科医学	6 頭頸部外科手術に伴う障害	◎	言語聴覚療法に必要な臨床歯科医学の基礎知識を学び、言語聴覚領域の疾患との関連を理解する。
		7 瘢痕とケロイド		
		1 歯、歯周組織（構造、機能、疾患、治療含む）		
		2 口腔、顎、顔面（構造、機能含む）		
		3 顎関節（構造、機能含む）		
		4 唾液腺（構造、機能含む）		
		5 口腔ケア（予防、疾患、治療含む）		
		6 歯科医学的処置（補綴、保存、歯科矯正等の処置含む）		
		7 口腔外科学		
心の働きに相当する3科目で7単位	音声・言語・聴覚医学		◎	言語聴覚療法の基礎知識として音声・言語・聴覚医学等（神経系の構造、機能・病態を含む）について系統的に学ぶ。
		1 呼吸発声発語系の構造・機能・病態（検査を含む）		
		2 聴覚系の構造・機能・病態		
		3 神経系の構造・機能・病態（画像検査含む）		
心の働きに相当する3科目で7単位	臨床心理学		◎	言語聴覚障害及び言語聴覚療法に必要な臨床心理学の知識・技能・態度を習得する。
		1 パーソナリティ理論		
		2 発達各期における心理臨床的問題		
		3 異常心理		
		4 臨床心理学的アセスメント		
	生涯発達心理学	5 心理療法		
心の働きに相当する3科目で7単位	学習・認知心理学		◎	言語聴覚障害及び言語聴覚療法に必要な生涯発達心理学の知識を学ぶ。
		1 発達の概念		
		2 新生児期、乳児期		
		3 幼児期、児童期		
	学習・認知心理学	4 青年期		
		5 成人期、老年期		

別添4 厚生労働省告示で指定する科目の協議の審査基準

単位	指定科目	具体的な教科内容	必須内容	教育目標
		5 心理測定法（データ解析法含む）	◎	
言語とコミュニケーションに「相当する4科目での単位	言語学		◎	言語聴覚療法に必要な言語学の知識を学ぶ。
		1 言語学の基礎		
		2 音韻論		
		3 文法論		
		4 言語学のその他の分野		
		5 言語学的に見た日本語		
	音声学		◎	言語聴覚療法に必要な音声学の知識を学ぶ。
		1 音声		
		2 発声発語器官と構音		
		3 音声記号		
		4 分節音		
		5 超分節的特徴(プロソディ)		
		6 日本語音声学		
	言語発達学		◎	言語聴覚療法に必要な音声学の知識を学ぶ。
		1 言語発達を説明する理論		
		2 乳児期（前言語期）の言語発達		
		3 幼児期の言語発達		
		4 学童期の言語発達		
	音響学	I 音声生成の音響理論、音響特徴、知覚	◎	言語聴覚療法に必要な音響学（聴覚心理学を含む）の知識を学ぶ。
		1 音の物理的側面		
		2 音響管の周波数特性		
		3 音声生成の音響理論		
		4 言語音の生成と知覚		
		5 超分節的特徴の音響特徴と知覚		
		6 音声の音響分析		
		II 聴覚心理学	◎	
		1 音の心理物理学		
		2 聴覚の周波数分析とマスキング現象		
		3 両耳の聴こえ		
		4 環境と聴覚		
1単位	社会保障・教育とリハビリテーション		◎	言語聴覚療法の基礎となる社会福祉、リハビリテーション、学校教育に関する知識を学ぶ。
		1 社会保障制度（実施体制、援助技術含む）		
		2 社会の各分野におけるリハビリテーション		

別添4 厚生労働省告示で指定する科目の協議の審査基準

単位	指定科目	具体的な教科内容	必須内容	教育目標
		3 医療・福祉・教育制度と関係法規		
2単位	地域言語聴覚療法学	1 地域リハビリテーションの概念と意義	◎	障害児・者、高齢者の地域における生活を支援するための諸制度や自立支援、就労支援、地域包括ケアシステム及び多職種連携など言語聴覚士に必要な知識・技能ならびに支援のあり方について習得する。
		2 地域言語聴覚療法を支えるシステムと制度	◎	
		3 職種間連携と言語聴覚士の役割	◎	
		4 地域言語聴覚療法の展開とリスク管理 (自立支援等支援のあり方を含む)	◎	
2単位	言語聴覚障害学総論	I 言語聴覚障害学総論	◎	言語聴覚障害の特性と種類、言語聴覚士の役割・専門性及び言語聴覚療法の基本概念を習得する。
		1 言語聴覚障害学総論	◎	
		2 臨床の基礎	◎	
		3 言語聴覚士の職務内容、職業倫理	◎	
		II 言語聴覚障害の評価と診断	◎	
		1 評価と診断の原則	◎	
		2 評価と診断の過程	◎	
6単位	失語・高次脳機能障害学	I 失語症	◎	失語症及び高次脳機能障害に共通する知識と言語聴覚療法の評価・訓練・指導・助言、その他の援助に関する知識・技能・態度を習得する。 その他、画像検査による評価についても習得する。
		1 失語症の定義	◎	
		2 言語症状と失語症候群	◎	
		3 評価と診断(画像検査含む)	◎	
		4 訓練・指導・助言、その他の援助	◎	
		II 高次脳機能障害	◎	
		1 神経心理学の基本概念(定義含む)	◎	
		2 各種高次脳機能障害の病巣・症状・検査(画像検査含む)	◎	
		3 訓練・指導・助言、その他の援助	◎	
			◎	
6単位	言語発達障害学	1 総論(病態、関連する主要な障害の種類と疾患、支援体制等を含む)	◎	言語発達障害及び関連障害に関する知識と言語聴覚療法の評価・指導・助言、その他の援助に関する知識・技能・態度を習得する。
		2 評価(情報収集と各種検査を含む)	◎	
		3 発達段階を考慮した指導・助言、その他の援助	◎	
			◎	
9単位	発声発語・摂食嚥下障害学	1 音声障害(概念、評価、訓練・指導・助言、その他の援助を含む)	◎	発声発語障害(音声障害、構音障害、吃音・流暢性障害を含む)や摂食嚥下障害及び合併症に関する知識と言語聴覚療法の評価・訓練・指導・助言、そ
		2 構音障害(概念、評価、訓練・指導・助言、その他の援助を含む)	◎	
			◎	

別添4 厚生労働省告示で指定する科目の協議の審査基準

単位	指定科目	具体的な教科内容	必須内容	教育目標
		3 吃音・流暢性障害（概念、評価、訓練・指導・助言、その他の援助を含む） 4 摂食嚥下障害（概念、評価、訓練・指導・助言、その他の援助及び喀痰等の吸引を含む）		の他の援助に関する知識・技能・態度を習得する。画像検査による評価、喀痰等の吸引についても習得する。
7 単位	聴覚障害学		◎	聴覚障害、平衡機能障害及び関連障害に関する知識と言語聴覚療法の評価・訓練・指導・助言、その他の援助に関する知識・技能・態度を習得する。
		1 小児聴覚障害（概念、評価、訓練・指導・助言、その他の援助を含む）		
		2 成人聴覚障害（概念、評価、訓練・指導・助言、その他の援助を含む）		
		3 補聴器・人工内耳（聴覚補償・情報保障支援システムを含む）		
		4 視覚聴覚二重障害（概念、評価、訓練・指導・助言、その他の援助を含む）		
		5 平衡機能障害（概念、評価、訓練・指導・助言、その他の援助を含む）	◎	
2 単位	言語聴覚療法管理学		◎	言語聴覚療法を支えるシステムと制度を理解し、言語聴覚療法の質及び業務・情報・安全等に関する管理について学ぶとともに職業倫理を遵守する態度を養う。
		1 言語聴覚士の職業倫理		
		2 保健・医療・福祉をとりまく諸制度とマネジメント		
		3 言語聴覚療法業務のマネジメント（リスク含む）		
		4 言語聴覚士のキャリア教育と意義		
15 単位	臨床実習	I 見学実習 1 言語聴覚士の役割と職務及び職業倫理 2 対象児・者の問題と障害の特徴 3 見学施設の特徴と地域における役割	◎	社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。
		II 評価実習 1 臨床における態度 2 対象者の特徴を明確にする評価法の選択と実施、結果の分析 3 チーム医療の基本（他職種の役割の理解を含む）	◎	言語聴覚士の役割・職務を理解し、対象児・者の特徴と問題を把握して、言語聴覚療法の評価・訓練・指導・支援の技能を養う。
		III 総合臨床実習 1 様々な対象者の評価実施と訓練計画作成 2 訓練・指導・支援の実施と効果の検証	◎	また、チームの一員として連携の方法を習得し、言語聴覚士としての基礎的な実践能力を培う。

別添4 厚生労働省告示で指定する科目の協議の審査基準

単位	指定科目	具体的な教科内容	必須 内容	教育目標
		3 チーム医療の実際（多職種連携・カンファレンスの実際を含む）		

別添4 厚生労働省告示で指定する科目の協議の審査基準

＜告示で定める科目における留意事項＞

1. 臨床実習の内容

- 1) 実習時間の3分の2以上は、医療提供施設（薬局及び助産所を除く。）において行うこと。
- 2) 医療提供施設において行う実習時間のうち、8単位以上は病院又は診療所において行うこと。
- 3) 1単位は臨床実習前後の評価、臨床実習後の振り返りを行うこと。
- 4) 臨床実習の実施に当たっては、見学実習、評価実習、総合臨床実習に段階性を設け、評価実習及び総合臨床実習を主体として、相互に関連性をもって体系的な指導が行われること。
- 5) 薬局及び助産所を除く医療提供施設の他、介護、福祉、特別支援教育における施設等との連携をもつことで、見学等の実習の機会を設けることが望ましい。
- 6) 臨床実習の実施に当たっては、別表3に掲げる事項を修得させることを目的とした内容とすること。

2. 教育上必要な機械器具、標本、模型

- 1) 養成施設は、教育上必要な機械器具、模型を有すること。

3. 臨床実習施設における指導者体制

- 1) 養成施設は、以下のいずれの要件も満たす者（適当な実習指導者）による指導が行われる施設であることを確認の上、臨床実習施設とする。但し、見学実習の実施については、実習指導者によらないことができることとする。
 - (1) 各指導内容に対する専門的な知識に優れ、言語聴覚士の免許を受けた後5年以上法第2条に掲げる業務に従事した十分な指導能力を有し、ハラスメントの防止に努める者で、かつ、当該施設において専ら法第2条に掲げる業務に従事していること。
 - (2) 厚生労働省が定める基準を満たす臨床実習指導者講習会を修了した者であること。
- 2) 実習指導者1人が担当する学生の数は、2人を限度とすること。ただし、見学実習は、実施にあたり担当する学生数に制限は設けないこととする。

別添4 厚生労働省告示で指定する科目の協議の審査基準

別表3 臨床実習の実施における教育目標

分類	教育目標
見学 実習	言語聴覚障害がある人の抱える問題とその背景について学ぶ
	言語聴覚士の役割と業務について学ぶ
	見学する施設の特徴と地域における役割について学ぶ
	職業倫理（守秘義務など）について学ぶ
評価 実習	臨床の基本的態度と評価・診断技能を学ぶ
	他職種との連携や言語聴覚士の臨床以外の業務について学ぶ
	言語聴覚障害がある人との適切なコミュニケーションを学ぶ
	指導者の指導の下、対象者の神経心理学的特徴が明らかとなる評価法を選択し、実施することを学ぶ
	実施した評価結果を分析することを学ぶ
総合 臨床 実習	言語聴覚士の指導者の助言・指導のもとに典型的な対象児・者に提供できる基本的言語聴覚療法を学ぶ
	対象者を評価し、言語聴覚療法の実施計画を作成し、言語聴覚療法を実施することを学ぶ
	対象者の障害特徴を掘り下げて調べる検査や、それに対応した治療（訓練・指導・支援）の方法を考案することを学ぶ
	多職種と連携してリハビリテーションを実施する方法を学ぶ

別表3 の備考

○教育目標に掲げる各項目について、臨床実習指導者の指導の下、実践的に修得することを目指すものとする。

別添5 臨床実習指導者講習会の開催指針

第1 趣旨

本指針は、言語聴覚士の臨床実習に係る指導者講習会（以下「臨床実習指導者講習会」という。）を開催しようとする者が参考とすべき形式、内容等を定めることにより、臨床実習指導者講習会の質の確保を図り、もって言語聴覚士養成の質の向上及び臨床実習を行う養成施設における適切な指導体制の確保に資することを目的とするものである。

第2 開催指針

1. 開催実施担当者

次に掲げる者で構成される実施担当者が、臨床実習指導者講習会の企画、運営、進行等を行うこと。

(1) 主催責任者 1名以上

※ 臨床実習指導者講習会を主催する責任者

※ (2)との兼務も可

(2) 企画責任者 1名以上

※ 企画、運営、進行等を行う責任者

(3) 世話人 グループ討議の1グループ当たり1名以上

※ 企画、運営、進行等に協力する者

※ 臨床実習指導者講習会を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者

2. 開催期間

実質的な講習時間の合計は、16時間以上であること。

※ 連日での開催を原則とするが、分割して開催する場合には、開催日の間隔を可能な限り短くする等、研修内容の一貫性に配慮すること。

3. 受講対象者

実務経験4年以上の言語聴覚士

4. 臨床実習指導者講習会の形式

ワークショップ（参加者主体の体験型研修）形式で実施され、次に掲げる要件を満たすこと。

- ① 臨床実習指導者講習会の目標があらかじめ明示されていること。
- ② 参加者が6名から10名までのグループに分かれて行う討議及び発表を重視した内容であること。
- ③ グループ討議の成果及び発表の結果が記録され、その記録が盛り込まれた臨床実習指導者講習会報告書が作成されること。

別添5 臨床実習指導者講習会の開催指針

- ④ 参加者の緊張を解く工夫が実施され、参加者間のコミュニケーションの確保について配慮されていること。
- ⑤ 参加者が能動的・主体的に参加するプログラムであること。

5. 臨床実習指導者講習会におけるテーマ

臨床実習指導者講習会のテーマは、次の①～④に掲げる項目を含むこと。また、必要に応じて⑤及び⑥に掲げる項目を加えること。

- ① 言語聴覚士養成施設における臨床実習制度の理念と概要
- ② 臨床実習の到達目標と修了基準
- ③ 臨床実習施設における臨床実習プログラムの立案
- ④ 臨床実習指導者の在り方
※臨床実習指導者がハラスメントについて十分な問題意識を持つとともに、ハラスメントを起こさないための「ハラスメントの防止について」を含むこと
- ⑤ 臨床実習指導者及びプログラムの評価
- ⑥ その他臨床実習に必要な事項

6. 臨床実習指導者講習会の修了

臨床実習指導者講習会の修了者に対し、修了証書が交付されること。

第3 臨床実習指導者講習会の開催手続き

- (1) 臨床実習指導者講習会を開催しようとする主催者は、開催日の2ヶ月前までに、確認依頼書に関係書類を添えて、厚生労働省医政局医事課まで提出すること。
- (2) 当該臨床実習指導者講習会が本指針に則ったものであると同課で確認できた場合には、その旨主催者に連絡する。主催者は臨床実習指導者講習会修了の1週間前までに、修了証書を同課まで提出すること。なお、修了証書は参加者の氏名、臨床実習指導者講習会の名称等を記載し、主催者印を押印すること。
- (3) 提出された修了証書については、厚生労働省医政局長印を押印した上で主催者に返却すること。臨床実習指導者講習会に参加しなかった者及び臨床実習指導者講習会を修了しなかった者に対しては、修了証書を交付しないこと。
- (4) 臨床実習指導者講習会終了後、少なくとも次に掲げる事項を記載した臨床実習指導者講習会報告書を作成し、参加者に配布するとともに、厚生労働省医政局医事課まで提出すること。また、臨床実習指導者講習会報告書と併せて、交付しなかった修了証書を同課に提出すること。
 - ① 臨床実習指導者講習会の名称
 - ② 主催者、共催者、後援者等の名称

別添5 臨床実習指導者講習会の開催指針

- ③ 開催日及び開催地
- ④ 臨床実習指導者講習会主催責任者の氏名
- ⑤ 臨床実習指導者講習会参加者並びに臨床実習指導者講習会修了者の氏名及び人数
- ⑥ 臨床実習指導者講習会の目標
- ⑦ 臨床実習指導者講習会の進行表
(時刻、テーマ、実施方法、担当者等を記載した臨床実習指導者講習会の時間割)
- ⑧ 臨床実習指導者講習会の概要
(グループ討議の結果及び発表の成果を盛り込むこと。)

別添6 専任教員養成講習会の開催指針

第1 趣旨

本指針は、言語聴覚士学校養成施設指定規則に規定する「専任教員養成講習会」の形式、内容等を定めることにより、講習会の質の確保を図り、もって教員及び言語聴覚士養成の質の向上に資することを目的とするものである。

第2 開催指針

1. 開催実施担当者

次に掲げる者で構成される講習会実施担当者が、講習会の企画、運営、進行等を行うこと。

- 1) 講習会主催責任者 1名以上
 - ※ 講習会を主催する責任者
 - ※ 2)との兼務も可
- 2) 講習会企画責任者 1名以上
 - ※ 企画、運営、進行等を行う責任者
- 3) 講師 以下のいずれかを満たすこと
 - グループ討議の1グループ当たり1名以上
 - ※ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員又はこれと同等以上の能力を有する者
 - ※ 言語聴覚士の専任教員として5年以上の経験を有する者

2. 指導者講習会の授業形態

講習への参加しやすさに配慮するため、講義についてはオンデマンドでの実施を含め、柔軟に行えるものとする。

3. 受講対象者

実務経験4年以上の言語聴覚士

4. 講習会におけるテーマ

専任教員養成講習会におけるテーマ、言語聴覚士の専任教員に求められる教育学の知識として、次の1)～3)に掲げる項目を含むこと。また、必要に応じて4)及び6)に掲げる項目を加えること。

- 1) 教育の本質・目標
- 2) 心身の発達と教育課程
- 3) 教育の方法・技術
- 4) 臨床実習教育
- 5) 研究の方法
- 6) 管理と運営

5. 講習会における教育内容等

別紙のカリキュラム例の教育内容、目標等を参考とする。

6. 講習会の修了

本講習会の修了者に対し、修了証書が交付されること。

別添6 専任教員養成講習会の開催指針

第3 講習会の開催手続き

- (1) 講習会を開催しようとする主催者は、開催日の3カ月前までに、確認依頼書に関係書類を添えて、厚生労働省医政局医事課まで提出すること。
- (2) 当該指導者講習会が本指針に則ったものであると同課で確認できた場合には、その旨主催者に連絡する。主催者は指導者講習会修了の1週間前までに、修了証書を同課まで提出すること。なお、修了証書は参加者の氏名、講習会の名称等を記載し、主催者印を押印すること。
- (3) 提出された修了証書については、医政局長印を押印した上で主催者に返却すること。講習会を修了しなかった者に対しては、修了証書を交付しないこと。
- (4) 講習会終了後、少なくとも次に掲げる事項を記載した専任教員養成講習会報告書を作成し、厚生労働省まで提出すること。また、指導者講習会報告書と併せて、交付しなかった修了証書を同課に提出すること。
 - ① 講習会の名称
 - ② 主催者、共催者、後援者等の名称
 - ③ 開催日及び開催地
 - ④ 講習会主催責任者の氏名
 - ⑤ 講習会参加者及び講習会修了者の氏名及び人数
 - ⑥ 講習会の目標
 - ⑦ 講習会の進行表
(時刻、テーマ、実施方法、担当者等を記載した講習会の時間割)
 - ⑧ 講習会の概要
(グループ討議の結果及び発表の成果を盛り込むこと。)
 - ⑨ その他実施状況の把握にあたり参考となる事項

別添6 専任教員養成講習会の開催指針

別紙

カリキュラム例

テーマ	授業形	内容 教育内	目標	単位数	時間数
教育の本質・目標	講義	教育の役割	現代社会の構造と教育の役割について学ぶ	2	30
		医療社会福祉制度	現行の法律や制度を学ぶ		
		言語聴覚士の職域	言語聴覚士の職域について学ぶ		
		初等中等教育の実際	高校までの学校教育の実際を学ぶ		
		青年期の心理的特徴	現代の若者の心理的特徴を学ぶ		
心身の発達と教育課程	講義	教育原理	教育の本質を学ぶ	4	60
		教育心理学	学習理論・学習モデル・発達心理等を学ぶ		
		教授方法	授業目的に合わせた教授方法を学ぶ		
		教育評価	評価の目的や種類を学ぶ		
教育の方法・技術	演習	科目構成	カリキュラム構成の実際を学ぶ	4	120
		授業設計	シラバスを作成し、授業を設計できるようにする		
		授業評価	授業の評価を学ぶ		
		成績評価	目標に合わせた試験問題を作成できるようにする		

別添6 専任教員養成講習会の開催指針

テーマ	授業形態	教育内容	目標	単位数	時間数
臨床実習教育	演習	実習の種類と方法	診療参加型臨床実習の考え方と方法を学ぶ	2	60
		指導の方法	行動を変えるための指導方法を学ぶ		
		評価の基準	実習に使われる評価方法を学ぶ		
		指導者論	臨床実習指導者に必要な資質について学ぶ		
研究方法	演習	研究法	研究の種類と設計の要点を学ぶ	1	30
		統計学	デザインに合わせた統計手法を学ぶ		
		研究法演習	研究のデザインについて学ぶ		
管理と運営	講義	リハビリテーション理念と職種	様々な職種の役割を理解する	4	60
		関連法規	コンプライアンス 労務管理の考え方などを理解する		
		職種間連携	対象者中心のリハビリテーションのために職種間の連携について理解する		
		人間関係論	良好なコミュニケーションと業務の遂行のために人間関係論を学ぶ		
	合 計			17	360

臨床実習指導者の要件に関する事項(2-2)

(現行の講習会) 公益財団法人医療研修推進財団、厚生労働省 共催 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会

直近のプログラム内容（平成27年度～令和3年度）

第2回言語聴覚士学校養成所 カリキュラム等改善検討会
令和4年4月22日

資料1

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
教育原理			教員論			教員論
教育方法論			教育原理			教育原理
教育方法論Ⅱ			教育心理学			教育心理学
教育方法実習セミナー			教育と社会・制度			教育と社会・制度
教育心理学			教育方法学			教育方法学
教育評価			道徳教育論			教育方法演習
専門教育水準論			教育方法演習			道徳教育論
管理学（管理倫理）			学生指導及び進路指導論			学生指導及び進路指導論
管理学セミナー			教育相談論			教育相談論
研究法			青年心理学			青年心理学
統計学			情報リテラシー論			情報リテラシー論
臨床実習指導者論及び演習セミナー			国際理解教育論			国際理解教育論
行動科学			臨床教育学			臨床教育学
リハビリテーションチームワーク論			多職種連携教育論			多職種連携教育論
医療福祉制度論	特別講義	特別講義1	トピックス	臨床実習制度論		特別講義
特別講義（医療行政のトピックス）		特別講義2		臨床実習の到達目標と修了基準		

未実施

論点・懸念点

- 上記講習会は教員に対する教育学に関する内容を主眼としたものであり、指針で定める指導者講習とはテーマが異なるのではないか。
- 今回の見直しにより指針案が適用された場合、上記講習会が指針案で定める要件と大きく逸脱していないならば、適用日以前に上記講習会を修了した者も指針で定める臨床実習指導者と同等に扱えるとしてはどうか。

現行実施されている講習会修了者の扱いについて

第4回言語聴覚士学校養成所 カリキュラム等改善検討会

令和4年6月8日

資料2

<再掲>構成員よりいただいたご意見

- 医療研修推進財団の実施する養成施設の教員養成講習会は、言語聴覚士が参加し始めて間もなく、総数や臨床に従事する者が受講している例は余り多くはない。
- 「臨床実習の到達目標と修了基準」が令和元年度は入っており、この年度の講習は指針の必須テーマを満たすと思われる。
- あまりにも2つの講習に違いがあるため、要件として良いか確認した上で、過去を遡及して認めることはしないという方針も出てくる可能性ある。
- 「臨床実習の到達目標と修了基準」が特別講義に区別され、具体的に項目に書き込まれ担保されていないのであれば、あえてこの教員養成講習会を含める必要はないのではないか。それよりも、臨床実習指導者講習会を拡充していくほうが妥当ではないか。

(現行の講習会) 公益財団法人医療研修推進財団、厚生労働省共催 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会

- 指導者講習会の開催期間 講義時間：132時間
- 直近のプログラム内容（令和3年内容）

※指導者講習会指針案におけるテーマと照し合わせ下記にて提示
- 平成27年度～令和3年度のプログラム内容

令和元年度でのみ特別講義の中で、「臨床実習の到達目標と修了基準」を実施

5. 指導者講習会におけるテーマ <臨床実習指導者講習会の開催指針（案）抜粋>
- 指導者講習会のテーマは、次の①～④に掲げる項目を含むこと。また、必要に応じて⑤、⑥に掲げる項目を加えること。
- ① 言語聴覚士養成施設における臨床実習制度の理念と概要
 - ② 臨床実習の到達目標と修了基準
 - ③ 臨床実習施設における臨床実習プログラムの立案
 - ④ 臨床実習指導者の在り方（ハラスメントを含む）
 - ⑤ 臨床実習指導者およびプログラムの評価
 - ⑥ その他臨床実習に必要な事項

区分	科目	時間数	内容 ※年度毎に講義内容が若干変更あり。	区分) 指導者講習会指針案のテーマの一部として該当する項目
教職の意義等に関する科目	教員論	8	教師に求められる資質能力と役割、倫理性を理解する。	
教育の基礎理論に関する科目	教育原理	8	「教育」に関する歴史・思想・理念及び「教育」という営みの意義と内容を理解する。併せて、行政的側面から教育制度論を学ぶ。	
	教育心理学	10	学習者の心理的特徴を理解する。	
	教育と社会・制度	10	教育に関する社会的・制度的・経営的な知識を身に付ける。	
教育課程及び指導法に関する科目	教育方法学	12	教育方法の理論と方法を理解する。さらに学生に対する教育評価と教員に対する教育評価の在り方を学ぶ。	
	道徳教育論	8	道徳教育の意義と内容を理解する。教育・研究における倫理・指導者・学生間のハラスメント理解を含む。	④ 臨床実習指導者の在り方（ハラスメントを含む）
	教育方法演習	14	教育方法学を踏まえ、模擬授業等を通して、実践的な授業のあり方を実践的に理解する。	
学生指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	学生指導及び進路指導論	8	学生指導及び進路指導の意義と内容を理解する。	③ 臨床実習施設における臨床実習プログラムの立案 ④ 臨床実習指導者の在り方（ハラスメントを含む）
	教育相談論	10	教育相談の意義と内容を理解する。	④ 臨床実習指導者の在り方（ハラスメントを含む）
その他の教育論に関する科目	青年心理学	8	青年の心理的特徴を理解する。	
	情報リテラシー論	10	情報活用能力と情報に対する批判的思考の意義と内容を理解する。	
	国際理解教育論	8	グローバル化・多様化する社会における国際理解の意義と内容を理解する。	
リハビリテーション領域の教育に関する科目	臨床教育学	8	教育機関での学生の管理ならびに、臨床実習での指導者の在り方について理解する。時代により変化する臨床実習での学生の管理ならびに、人間行動の科学的な分析を学ぶ。	
	多職種連携教育論	6	多職種連携における問題点と解決策、コミュニケーションの在り方を理解する。	
	特別講義	4	その時代の保健・医療・福祉に関するトピックスを理解する。	
合計		132		

事務局提案

上記講習会は、厚生労働省が定める基準を満たす臨床実習指導者講習会の指針案テーマから不足する項目があり、現行の内容において修了した者については、当該臨床実習指導者講習会を修了した者と同等に扱わないとすることとする。